

三、特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ特許前ニ侵害シタル者

四、特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ侵害スヘキ物ヲ特許前ニ輸入又ハ移入シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三百三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ參千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、詐偽ノ行爲ヲ以テ特許ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者

二、特許ニ係ラサル物又ハ其ノ物ノ容器包装ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

三、特許ニ係ラサル物ニシテ其ノ物又ハ其ノ物ノ容器包装ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ販賣又ハ擴布シタル者

四、特許ニ係ラサル物又ハ特許ニ係ラサル方法ニ依リ製作シタル物ヲ製作若ハ使用セシムル爲又ハ販賣若ハ擴布スル爲廣告、看板、

引札ノ類ニ其ノ物若ハ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

五、特許ニ係ラサル方法ヲ使用セシムル爲又ハ販賣若ハ擴布スル爲廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

附則

第三百三十七條 舊法ニ依ル特許、特許權ノ改訂又ハ分割ノ許可處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス舊法ニ依リ特許ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

第三百四十四條 舊法ニ依ル特許權ノ存續期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル

度量衡法抄錄

(明治四十二年三月法律第四號)

第一條 度量ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ基本トス

第二條 度量衡ノ原器ハ白金「イリヂウム」合金製ノ棒及分銅トス其ノ棒ノ面ニ記シタル標線間ノ

攝氏〇、一五度ニ於ケル長サ三十三分ノ十ヲ尺トシ分銅ノ質量四分ノ十五ヲ貫トス

第三條 度量衡ノ名稱命位ヲ定ムルコト左ノ如シ

毛	尺ノ一萬分ノ一
厘	尺ノ千分ノ一
分	尺ノ百分ノ一
寸	尺ノ十分ノ一
尺	十尺
丈	十尺
間	六尺
町	三百六十尺
里	一萬二千九百六十尺

地積

勺	歩ノ百分ノ一
合	歩ノ十分ノ一
步又ハ坪	三十六平方尺
畝	三十步
段	三百步
町	三千步

第四條 「メートル」法度量衡ノ名稱命位及比較ヲ定ムルコト左ノ如シ

勺	升ノ百分ノ一
合	升ノ十分ノ一
升	六萬四千八百二十七立方分
斗	十升
石	百升
衡	
毛	貫ノ百萬分ノ一
厘	貫ノ十萬分ノ一
分	貫ノ一萬分ノ一
忽	貫ノ千分ノ一
貫	
斤	百六十忽

「ミリメートル」 「メートル」ノ千分ノ一

「センチメートル」 「メートル」ノ百分ノ一

「デシメートル」 「メートル」ノ十分ノ一

「メートル」 尺ノ十分ノ三十三

「デカメートル」 十「メートル」
「ヘクトメートル」 百「メートル」
「キロメートル」 千「メートル」

地積

「センチアール」 「アール」ノ百分ノ一
「アール」 歩ノ四分ノ百二十一
「ヘクタール」 百「アール」

量

「センチリットル」 「リットル」ノ百分ノ一
「デシリットル」 「リットル」ノ十分ノ一
「リットル」 升ノ二千四百〇一分ノ一
「デカリットル」 十「リットル」
「ヘクトリットル」 百「リットル」

衡

「ミリグラム」 「キログラム」ノ百萬分ノ一
「センチグラム」 「キログラム」ノ十萬分ノ一
「デシグラム」 「キログラム」ノ一萬分ノ一
「グラム」 「キログラム」ノ千分ノ一
「デカグラム」 「キログラム」ノ百分ノ一
「ヘクトグラム」 「キログラム」ノ十分ノ一

「キログラム」 貫ノ十五分ノ四

第四條ノ二 温度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡及度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營マムトスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ免許ヲ受クヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

一、檢定證印ナキモノ
二、修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ
三、變造シタルモノ
四、勅令ノ定ムル公差以上ノ差在リ生シタルモノ
五、命令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

第八條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ

一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條ノ三 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第十二條 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ行政官廳ハ其ノ營業ヲ停止シ又ハ營業免許ヲ取消スコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一、第八條、第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項ニ違反シタル者

二、度量衡ノ計量ヲ傷ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一、免許ヲ受ケスシテ度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ミタル者
二、度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣營業ノ停止中其ノ營業ヲ爲シタル者

度量衡施行令抄録

(明治四十二年六月 勅令第百六十九號)

第一條 度量衡法第三條及第四條ニ定ムルモノノ外度量衡ノ名稱命位及比較ヲ定ムルコト左ノ如シ

鯨尺	分	鯨尺尺ノ百分ノ一
鯨尺	寸	鯨尺尺ノ十分ノ一
鯨尺	尺	尺ノ四分ノ五
鯨尺	丈	十鯨尺

「ヤード、ポンド」法度量衡

「インチ」 「ヤード」ノ三十六分ノ一
「フット」 「ヤード」ノ三分ノ一
「ヤード」 尺ノ一萬二千五百分ノ三萬
「チエーン」 七千七百十九
「マイル」 二千二百ヤード
千七百六十「ヤード」

量
「ガロン」 升ノ五萬分ノ十萬四千九百
二十三

衡
「ゲレーン」 「ポンド」ノ七千分ノ一
「オンス」 「ポンド」ノ十六分ノ一
「ポンド」 貫ノ三千二百二十五分ノ三百
七十八
「トン」 二千二百四十「ポンド」

第一條ノ二 度量衡法第四條ノ二ノ規定ニ依リ計
量ノ單位ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、力ノ單位ハ「メガダイン」トス
「メガダイン」ハ「キログラム」ノ質量ノ物
體ニ働クトキ一秒ニ付毎秒十「メートル」ノ
速度ノ増加ヲ與フル力ヲ謂フ

二、壓力ノ單位ハ「バール」トス
「バール」ハ「メガダイン」ノ力ヲ一平方

「センチメートル」ノ面積ヲ受クル壓力ヲ謂
フ

「バール」ハ之ヲ氣壓ト稱スルコトヲ得

三、仕事ノ單位ハ「ジュール」トス
「ジュール」ハ「メガダイン」ノ力ニ抵抗シ
テ十「センチメートル」ノ長サタケ物體ヲ動
カストキ爲サル仕事ヲ謂フ

四、工率ノ單位ハ「キロワット」トス
「キロワット」ハ一秒ニ付十「ジュール」ノ工
率ヲ謂フ

五、密度ノ單位ハ「氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有
スル純粹ノ水ノ密度トス

六、溫度ノ單位ハ度トス
度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ
完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツアル純粹ノ水
ノ水ノ溫度ヨリ一〇一三三氣壓ニ於テ沸
騰スル純粹ノ水ノ蒸氣ノ溫度迄變セシムル
間ニ於テ生スル壓力ノ増加ノ百分ノ一ノ壓
力ヲ其ノ完全瓦斯ニ生スル溫度ヲ謂フ
融解シツツアル純粹ノ水ノ水ノ溫度ハ之ヲ

零度トス

度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得
前項第一號及第四號ニ於テ秒トハ平均太陽日ノ
八萬六千四百分ノ一ヲ謂フ

第一條ノ四 度量衡法第十九條ノ二ノ規定ニ依リ
計量器ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、晴雨計以外ノ計壓器

二、浮秤

三、物體ノ膨脹ニ依ル溫度計

四、生絲織度檢定器

五、乳脂計

第五條 度量衡器ノ製作修覆又ハ販賣ノ免許ノ期
間ハ十五年トス

第十七條ノ二 晴雨計、浮秤ニ非サル密度計量器
及物體ノ膨脹ニ依ラサル溫度計ハ取引上又ハ證
明上ニ於ケル壓力、密度又ハ溫度ノ計量ニ之ヲ
使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第十七條ノ四 第五條ノ規定ハ計量器ニ之ヲ準用
ス

附則

本令ハ大正九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令
中計量器ニ關スル規定ハ大正十年一月一日ヨリ之
ヲ施行ス

左ニ掲ケル計量ノ單位ハ當分ノ内仍之ヲ用ウルコ
トヲ得

一、力 重量「ポンド」 一重量「ポンド」ハ〇、四
五三六〇重量「キログラ
ム」トス

二、壓力 平方「インチ」ニ付一重
量「ポンド」ハ平方「セン
チメートル」ニ付〇、〇
七〇三〇七重量「キログ
ラム」トス

三、仕事 「フットポ
ンド」

一「フットポンド」ハ〇、
一三八二五「キログラム
メートル」トス

四、工率 馬力 一馬力ハ〇、七四六〇〇
「キロワット」トス

五、溫度 華氏度 華氏一度ハ一度ノ九分
ノ五トス零度ノ溫度ハ
華氏三十二度トス

第一條ノ三ノ規定ハ前項ニ規定スル單位ニ之ヲ準
用ス

大正九年十二月三十一日以前ニ製作、輸入又ハ移

入シタル計量器ハ度量衡法第八條各號ニ該當スルモノト雖大正十一年十二月三十一日迄之ヲ販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ大正十四年十二月三十一日迄取引上若ハ證明上ニ於ケル計量ニ之ヲ使用シ若ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得但シ檢定ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

度量衡法施行細則抄録

(明治四十二年六月 農商務省令第二十八號)

第二條 本則ニ於テ製作者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ製作ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ修覆者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ修覆ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂ヒ販賣者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケタル者ヲ謂フ

第三條ノ三 度量衡法施行令第一條ノ二第一項第六號ノ規定ニ依ル温度ノ單位ハ攝氏零度ノトキ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

依リ之ヲ標示ス

第三條ノ四 液体ノ密度ヲ計量スル「ボーム」度及「トワツデル」度ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルモ

ノトス

一、「ボーム」度

重液用 $D = \frac{144.3}{144.3 - B}$

輕液用 $D = \frac{144.3}{144.3 + B}$

右算式中Bハ「ボーム」度Dハ之ニ對スル密度ナリ

二、「トワツデル」度 $D = \frac{200 + N}{200}$

右算式中Nハ「トワツデル」度Dハ之ニ對スル密度ナリ

第四條 度量衡器又ハ計量器ノ販賣ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ營業所(二以上ノ營業所アルトキハ主タル營業所ニハ其ノ旨ヲ示スヘシ)ノ位置ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

前項ノ願書ニハ度量衡法施行令第三條第一項及第二項ニ關スル證明書及法人ニ在リテハ定款ヲ添付スヘシ

第十條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ營業所ノ

位置ヲ變更シ又ハ營業所ヲ新設セムトスルトキハ免許ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十三條 免許狀ヲ汚損又ハ亡失シタルトキハ遲滞ナク其再下付ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

氏名又ハ名稱ニ變更アリタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添へ遲滞ナク免許狀ノ更正ヲ行政官廳ニ出願スヘシ

第十五條 製作者、修覆者又ハ販賣者其ノ營業ヲ廢止シ又ハ營業免許ノ消滅シタルトキハ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出テ免許狀ヲ返納スヘシ

第十九條 製作者又ハ販賣者ハ其ノ營業所外ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ其ノ販賣ヲ爲サムトスル場所ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 鯨尺ハ布帛ヲ度ル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十三條 木製枱ハ穀類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之レヲ穀類ノ計量ニ液類用ノモノニ付爲シタル表記アルモノニ非サレハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十七條 水平ヲ定ムル装置アル秤又ハ檢定衡ハ其ノ臺ヲ水平ト爲スニ非レハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十七條ノ二 直點又ハ標點ヲ調整スル裝置アル秤又ハ檢定衡ハ其ノ直點又ハ標點ヲ調整スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ天秤ハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 度量衡法第八條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

一、度量衡器又ハ計量器ニシテ其ノ要部力毀損磨滅又ハ腐蝕シタルモノ

二、度量衡器又ハ計量器ニシテ檢定證印、記號其ノ他表記ノ文字又ハ目盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ

二ノ二、度量衡器ニシテ其ノ分離シ得ヘキ部分カ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノヲ以テ組成シタルモノ又ハ檢定ヲ受ケタルトキ固定シアリシ部分ヲ變更シタルモノ

十三、化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ

十八、水平ヲ定ムル裝置アル秤又ハ檢定衡ニシ

テ其ノ裝置カ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ至
リタルモノ

第五十條ノ二 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商
品ニシテ其ノ容器、包裝又ハ封緘ヲ破毀スルニ
非サレハ實量ヲ増減シ得サレモノハ正味量ノ表
記者ニ非サル者カ其ノ儘販賣ヲ爲ス場合ニ限リ
表記正味量カ實量ヲ超過スルモノト雖之ヲ販賣
シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得

第五十條ノ三 商品ノ度量衡ニ依ル正味量ノ表記
ニハ表記者ノ氏名又ハ其ノ商號及地方名ヲ附記
スヘシ

第五十條ノ四 度量衡ニ依ル正味量ノ表記ナキ商
品ヲ度量衡ニ依リ販賣スル者ハ法定ノ度量衡ニ
依リ其ノ實量ヲ正確ニ計量スルコトヲ要ス

度量衡取締規則抄録

(大正十年六月
三重縣令第四十五號)

第一條 本則ニ於テ營業者ト稱スルハ度量衡器又
ハ計量器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ免許ヲ受ケタ
ル者ヲ謂ヒ使用者ト稱スルハ度量衡器又ハ計量
器ヲ取引若ハ證明ノ爲使用シ又ハ使用ニ供スル
前項ノ規定ハ度量衡器ノ修覆ヲ爲シタル場合ニ
之ヲ準用ス

第七條 營業者ハ様式第一號ニ依リ前年四月一日
ヨリ其ノ年ノ三月三十一日ニ至ル一箇年間ノ營
業統計表ヲ調製シ四月二十日限リ知事ニ差出ス
ヘシ但シ營業免許狀ヲ返納スル者ハ返納ト同時
ニ其ノ營業期間内ニ於ケル營業統計表ヲ差出ス
ヘシ

第十條 使用者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡
器又ハ計量器若ハ度量衡器又ハ計量器ニ紛ハシ
キモノヲ店舗、工場其ノ他取引若ハ證明ヲ爲ス
場所又ハ計量スヘキ物件ト同一ノ場所ニ置キ若
ハ行商ノ際携帯スルコトヲ得ス但シ度量衡法施
行令第九條第三號第四號ニ該當スルモノハ此ノ
限ニ在ラス

- 一、檢定證印ナキモノ
- 二、修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢
定ニ合格セサルモノ
- 三、變造シタルモノ
- 四、勅令ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモ

爲之ヲ所持スル者ヲ謂フ

第三條 營業者ハ其ノ營業ノ種別及氏名ヲ明示シ
タル標札ヲ店頭ニ掲クヘシ

第四條 度量衡又ハ計量ニ關スル願届書ハ所轄郡
市町村長ヲ經由スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當
スルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、檢定請求書
 - 二、身元保證金ニ關スル書類
 - 三、本則第八條ニ依ル願書
 - 四、度量衡法施行細則第三十三條ニ依ル願書
 - 五、度量衡法施行令第九條ニ依ル許可願書
- 第五條 營業者ハ別記第一號及第二號帳簿中其ノ
營業ニ該當スルモノヲ備ヘ事實發生ノ都度所定
ノ事項ヲ記載スヘシ

第六條 營業者度量衡器又ハ計量器ヲ賣渡シタル
トキハ別記第三號所定ノ事項ヲ記載シタル證票
ヲ作り賣渡ノ都度購入者ニ之ヲ交付スヘシ但シ
竹、木、麻製ノ度器ニ限リ賣渡シタル年月日販
賣者ノ氏名ヲ其ノ器物ニ捺印シ證票ニ代フルコ
トヲ得

五、命令ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタル
モノ

六、糟糖、鹽分、砂糖其ノ他著シキ附着物アル
モノ

第十一條 使用者ハ臺秤、天秤、桿秤又ハ檢位衡
ニシテ其ノ臺アルモノハ常ニ之ヲ水平ニ据付ケ
其ノ直點ヲ正シ置クヘシ

第十八條 商品ヲ度量衡ニ依リ販賣スルモノハ其
ノ營業ニ必要ナル種類ノ度量衡器ヲ備付クヘシ

第十九條 度量衡ニ依ル正味量ノ表記ナキ商品ヲ
度量衡ニ依リ買受タルコトヲ業トスル者ハ法定
ノ度量衡ニ依リ其ノ實量ヲ正確ニ計量スルコト
ヲ要ス

別記第一號

度量衡器(計量器)販賣(仕入)簿
販賣年月日、種類、箇數、價格、備考

- 注意
- 一、卸賣ト小賣トハ之ヲ別口トナシ卸賣ニ在リ
テハ卸賣先、仕入ニ在リテハ仕入先ヲ記入

メヘシ

二、度量衡器ニ在リテハ度量器、量器、衡器ニ計
量器ニ在リテハ計壓器、浮秤、溫度計、生
系織度檢定器、乳脂計ニ區分スヘシ

三、種類欄ニハ左ノ種別ニ依リ記載スヘシ
度量器 直尺、曲リ尺、疊尺、鏈尺、縮尺、
鯨尺

量器 金屬製樹、珉瑯塗樹、玻璃製樹、
陶磁器樹、木製圓錐形樹、木製方
形樹、斗概、化學用量器、瓦斯、メ
ートル、水量、メートル

衡器 天秤、上皿天秤、臺秤、上皿桿秤、
自働秤、十分秤、桿秤、分銅、定
量錘、定量增錘

計壓器 壓力計、真空計、聯成計
溫度計 体温計、寒暖計

生糸織度檢定器、檢尺器、檢位衡、織度分銅
浮秤 乳脂計

度量衡法施行令第九條ニ依リ檢定ヲ除外セ

一九〇

ラレタル度量衡器又ハ計量器

四、毎月前記ノ種別ニ依リ月計シ其ノ年度ノ初
メヨリ累計ヲ附記スヘシ

別記第二號 度量衡器、計量器修復簿

引受年月日、引渡年月日、種類、全長全量秤量重
量、番號、箇數、修復ノ要點、修復料、依頼者住
所氏名

注意

一、全長全量秤量重量ノ欄ニ於テ計量器ナルト
キハ壓力ノ單位、浮秤ノ用途目盛、溫度計
ノ單位ノ種類、檢尺器一回ノ計量ニ於ケル
廻轉數又ハ檢位衡ニ在リテハ檢尺器ノ廻轉
數ヲ記入スヘシ

二、種類欄ハ別記第一號ノ區分ニ依ルコト
別記第三號

度量衡器(計量器)賣渡證書

形狀、物質、種別、製作者名又ハ記號、番號、箇
數、價格、販賣年月日、販賣者住所氏名印、購入
者住所氏名

此ノ證書ハ次回ノ第一種取締ノ時ニ器物ニ添ヘ
提出スヘキモノナルヲ以テ其ノ期間内保存シ置
クヘキモノトス

營業稅法抄錄

(明治二十九年三月
法律第三十三號)

第一條 左ニ掲クル營業ヲ爲ス者ニハ營業稅ヲ課
ス

一 物品販賣者

一 製造業

一 問屋業

第二條 營業稅ヲ課スヘキ物品販賣業ハ一定ノ店
舖其ノ他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ
爲ス者ヲ謂フ

左ノ諸業ハ前項ニ該當セサルモ仍物品販賣業ト
看做ス

一、一定ノ製造場ナク職工ヲ使役スルコトナク
原料ヲ供給シ工錢ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セシ
メテ販賣スル者
二、一定ノ製造場ヲ設ケス物品ヲ製造シテ販賣
スル者

第四條ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品
ヲ販賣シ及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣
營業ヲ爲スモ物品販賣業トセス

第四條 營業稅ヲ課スヘキ製造業ハ一定ノ製造場
ヲ設ケ職工勞役者ヲ使用シテ物品ヲ製造シ又ハ
物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ

資本金額千圓未満ノ者又ハ職工勞役者ヲ通シテ
三人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第十二條 營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎
年之ヲ賦課ス

業名	課稅標準	稅率	
		卸賣	小賣
賣上金額	甲 萬分ノ八 乙 萬分ノ十一	甲 萬分ノ十一 乙 萬分ノ三十	
建物賃賃價格	千分ノ七十		
從業	一人毎ニ金貳圓		
資本金額	千分ノ三		
建物賃賃價格	千分ノ七十		
從業者ノ內職工勞役者	一人毎ニ金貳圓 一人毎ニ金五拾錢		

問 屋 業 (報 價 金 額 千 分 ノ 三 十)

第十三條 納稅義務アル營業者ハ毎年一月三十一日迄ニ營業名及課稅標準ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ第二十一條ノ期間内ニ在ル營業者及他ノ法令ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受クル營業者ニ付テモ亦同シ
新ニ開業シタル者ハ其ノ際前項ノ申告ヲ爲スヘシ

第十三條ノ二 納稅義務アル營業者廢業シタルトキハ其ノ際政府ニ申告ス、シ

第十五條 物品販賣業、請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス

前項ニ掲ケサル營業ニシテ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ其ノ資本ヲ區分シタルモノハ各別ニ營業稅ヲ課ス其ノ資本ヲ區分セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス但シ内國ト外國トニ涉リ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルモノニシテ資本ヲ區

分セサルモノハ内國ニ於ケル課稅標準ヲ見積リ主タル店舗其ノ他ノ營業場内國ニ在ルトキハ合算シテ之ヲ課シ内國ニ在ラサルトキハ各別ニ之ヲ課ス

第十六條 第十三條ニ依リ届出ヘキ課稅標準ハ左ノ區別ニ從ヒ之ニ計算ス但シ新ニ開業シタル者ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム

一、賣上金、收入金、請負金及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年中ニ開業シタルモノハ豫算ニ依ル

二、資本金、運轉資本金及建物賃賃價格ハ前年中ノ平均額ニ依ル

三、從業者ハ前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均ニ依ル但シ一人未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ一人トス

資本金額及運轉資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 製造業ノ資本金額カ前年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上増加シタルトキハ其ノ増加額ハ二年間之ヲ課稅標準ヨリ控除ス但シ二年繼續

シテ資本金額ヲ増加シタル場合ニ於テ前々年ノ資本金額ニ對シ五分ノ一以上増加シタルトキハ其ノ年ニ限リ前々年ニ對スル増加額ヲ控除ス

第十八條 課稅標準ト爲スヘキ建物賃賃價格ハ貸主カ公課、修繕費其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ店舗其ノ他營業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ收得スヘキ金額ノ前年中ノ平均額ニ依リ之ヲ算定ス

同一區域内ニ在ル土地建物ト雖直接又ハ間接ニ營業ニ使用セサルモノハ賃賃價格ニ計算セス

第十九條 名義ノ何タルヲ問ハス總テ營業ニ從事スル者ハ從業者トシテ之ヲ計算ス但シ營業者ヲ除ク外十五歳未滿ノ者及營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條 營業稅ハ年額ヲ二分シ第一期ハ其ノ年六月一日ヨリ三十日限第二期ハ其ノ年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但シ廢業スルトキ未納ノ税金ハ即納トス

第二十一條 新ニ營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ其ノ營業稅ヲ徵收ス

左ニ掲ケタル營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ

向三箇年間其ノ營業稅ヲ徵收セス但シ其ノ稅法施行以前ヨリ營業スル者ニシテ其ノ開業ノ翌年

ヨリ三箇年ニ滿タサルトキハ本項ニ準據スルコトヲ得銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繋場業、鐵道業

第二十二條 同一ノ場所ニ於テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スル者ハ其ノ月ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十三條 營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムヘキ事實アルトキハ納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十四條 營業者廢業スルトキハ其ノ廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス但シ他ニ其ノ營業ヲ繼續スル者アルトキハ前條ニ依ル

第二十五條 第二十二條及第二十三條ノ場合ニ於テ前ノ營業者第二十一條ノ期間内ニアルトキハ其ノ期間ハ後ノ營業者ニ及フモノトス

第二十六條 課稅標準ハ營業稅調査委員會ノ調査

ニ依リ政府之ヲ決定ス

調査委員會閉會後納稅義務アルコトヲ申出テタルトキハ政府其ノ課稅標準ヲ決定ス

第二十六條ノ三十一 政府ニ於テ課稅標準ヲ決定シタルトキハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第二十七條 納稅義務者政府ノ通知シタル課稅標準ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ申出審査ヲ求ムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

第二十八條ノ一 前條ノ請求アリタルトキハ審査委員會ヲ開キ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス

第二十八條ノ四 營業者第二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ營業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得

一、課稅ノ標準タル資本金額、運轉資本金額、賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額又ハ建物賃賃價格半額未滿ヲ減シタルトキ

營業ニ關スル金錢ノ出納ヲ明ニスル爲帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事實ヲ記載スヘシ

第三十三條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿、物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ質問スルコトヲ得

第三十四條 第十三條ノ申告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ申告ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ壹圓以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

第三十五條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第三十六條 府縣ハ此稅法ニ依リ納稅義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ對シ本稅十分ノ二以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得此附加稅ノ外府縣稅又ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

所得稅法抄錄 (大正九年七月 法律第十一號)

第三條 所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

一九四

二、課稅ノ標準タル從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均人員二分ノ一未滿ニ減シタルトキ

第三十條 政府ハ前條ノ申出ニ依リ營業者ノ狀況ニ照シ營業稅ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十一條 政府ハ第二十九條ノ申出ニ對シ翌年一月ニ於テ課稅標準ヲ查覈シ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ税金ヲ減額スルコトヲ得

一、課稅ノ標準タル賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額ハ前々年中ノ總額資本金額、運轉資本金額、建物賃賃價格ハ前々年中ノ平均額ノ半額ニ達セサルトキ

二、課稅ノ標準タル從業者各月ニ於ケル最多數ノ平均人員前年中各月ニ於ケル最多數ノ平均人員ノ二分ノ一ニ達セサルトキ

課稅標準ノ課稅最低限以下ニ減シタル場合ニ於テモ仍其割合ヲ以テ税金ヲ徵收ス

第三十二條 第一條ニ掲タル營業者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、廻送、從業者ノ人員及

甲 法人ノ超過所得

乙 法人ノ留保所得

丙 法人ノ配當所得

丁 法人ノ清算所得

戊 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

甲 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子

乙 第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四條 法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在

一九五

リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル
法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業
ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス
法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消
滅シタル場合ニ於テハ其事業年度ノ始ヨリ解散
又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看
做ス

第五條 法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本
金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル
金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人
ノ超過所得トス

第九條 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シ
タル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス

第十條 法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配當又
ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ヲ以テ法人ノ
配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減シテ利益ノ配當又ハ剩餘金ノ
分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ配當所得ニ
加算ス

記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間
ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ
相當スル金額ヲ控除シタル金額

第十五條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額壹萬
貳千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給料歳費
年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與
ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ
同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總
額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人
以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額參
千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ
同居ノ戶主及家族中年齡十八歲未滿若ハ六十歲
以上ノ者又ハ不具癱疾者アルトキハ其ノ所得ヲ
有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ
規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依
ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
一、所得千圓以下ナルトキ
年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不

第十一條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ剩餘財
產ノ價額ヲ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、
積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合
計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法
人ノ清算所得トス

第十三條 第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金
額ニ依ル

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ
之ヲ算出ス

- 一、俸給料歳費年金恩給退隱料及此等ノ性質
ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子並
第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ
利子ハ其ノ收入豫算年額
- 四、賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四
月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收
入金額
- 五、法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩
餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月
末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ
四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無

具癱疾者 一人ニ付百圓

二、所得貳千圓以下ナルトキ 一人ニ付七拾圓

三、所得參千圓以下ナルトキ 一人ニ付五拾圓

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總
額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人
以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ
前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金
額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス
第一項ノ不具癱疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十八條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當ス
ルモノニハ所得稅ヲ課セス

- 一、軍人從軍中ノ俸給及手當
- 二、扶助料及傷痍病者ノ恩給又ハ退隱料
- 三、旅費、學資金及法定扶養料
- 四、郵便貯金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ
利子
- 五、營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得
- 六、日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ

於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得
七、乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受ク
ル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

第二十條 第三條ノ所得ハ八百圓ニ滿タサルトキ
ハ所得稅ヲ課セス第十五條及第十六條ノ規定ニ
依ル控除ヲ爲シタル爲八百圓ニ滿タサルニ至リ
タルトキ亦同シ

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總
額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人
以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十一條 第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ
稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 甲 超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各
稅率ヲ適用ス
- 所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割
合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
百分ノ四
 - 同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額
ヲ超ユル金額 百分ノ十
 - 同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

甲 公債ノ利子 百分ノ四
其ノ他 百分ノ五

乙 第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得
金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シ
テ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得
トハ之ヲ區分シ各別ニ稅率ヲ適用ス

- 八百圓以下ノ金額 百分ノ〇、五
- 八百圓ヲ超ユル金額 百分ノ一
- 千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二
- 千五百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三
- 貳千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四
- 參千圓ヲ超ユル金額 百分ノ五
- 五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ六、五
- 七千圓ヲ超ユル金額 百分ノ八
- 壹萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ九、五
- 壹萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十一
- 貳萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十三
- 參萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十五
- 五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十七

ヲ超ユル金額 百分ノ二十

乙 百分ノ五
丙 百分ノ五
丁 百分ノ七、五
戊 百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年
度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度
末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及
之ニ代フルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一ニ
相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ
屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ
百分ノ十トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式
金額、出資金額又ハ基金及之ニ代フルヘキ積立
金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ
其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得
ニ對スル稅率ハ百分ノ二十トス但シ其ノ事業年
度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以
内ノ金額ニ付テハ其ノ稅率ハ百分ノ五トス

第二十二條 第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ
稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

七萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十九
拾萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十一
貳拾萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十三
五拾萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五
百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十七
貳百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十
參百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十三
四百萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ三十六

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金
額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ稅率ヲ適用シテ
算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各
其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居
家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第五十五條 本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘ
キ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滞ナク其ノ
公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ
政府ニ提出スヘシ

- 一、公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額
- 二、利子支拂期限及利率
- 三、償還ノ方法及期限

四、數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其拂込ノ金額及時期

第六十條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ヲ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ニ爲スコトヲ得
前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

第六十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス
所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

印紙稅法抄錄

(明治三十二年三月 法律第五十四號)

第一條 財產權ノ創設、移轉、變更若クハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財產權ニ關スル追認若クハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ

法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ

第二條 證書ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高五圓以上ノモノニ限リ記載金高一萬分ノ五ノ割合ヲ以テ印紙稅ヲ納ムヘシ但シ印紙稅額五拾圓トナルトキハ五拾圓ニ止メ壹錢未滿トナリ又ハ壹錢未滿ノ端數ヲ生スルトキハ壹錢ニ切上クルモノトス

金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價格ノ單位又ハ其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

- 第三條 約束手形ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高ニ應シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ
 - 金高貳百圓以下ノモノ 印紙稅參錢
 - 金高五千圓以下ノモノ 印紙稅五錢
 - 金高壹萬圓以下ノモノ 印紙稅拾錢
 - 金高貳萬圓以下ノモノ 印紙稅貳拾錢
 - 金高參萬圓以下ノモノ 印紙稅五拾錢
 - 金高五萬圓以下ノモノ 印紙稅壹圓
 - 金高五萬圓以下ノモノ 印紙稅貳圓

金高拾萬圓以下ノモノ 印紙稅四圓

金高拾萬圓ヲ超ユルモノ 印紙稅七圓

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ下ニ定ムル所ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

- 一委任狀 印紙稅貳錢
- 一爲替手形 印紙稅參錢
- 一株式申込證 印紙稅參錢
- 一定款及組合契約書 印紙稅參錢
- 一權利ノ變更ニ關スル證書 印紙稅參錢
- 一物品切手 印紙稅參錢
- 一賣買仕切書 印紙稅參錢
- 一送狀 印紙稅參錢
- 一受取書 印紙稅參錢
- 一金高記載ナキ證書 印紙稅參錢
- 一擔保品差入證書擔保品預證書 印紙稅參錢
- 一通帳 印紙稅參錢
- 一判取帳 印紙稅貳拾五錢

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

一小切手

- 一金高五圓未滿ノ爲替手形、約束手形
 - 一金高壹圓未滿ノ物品切手
 - 一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラサル送狀
 - 一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書
 - 一手形ノ引受、保證
 - 一手形及證券ノ拒絕證書
 - 一手形及證券ノ複本、謄本
- 第六條 印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得
- 第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス
- 第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ內國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙

ヲ貼用スヘシ

第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ
第十條 印紙ヲ貼用スヘキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ檢査スルコトアルヘシ
第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條ノ但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ脫稅高二十倍ノ科料又ハ罰金ニ處ス

刑法抄錄

(明治四十一年四月法律第四十五號 同四十二年十月一日ヨリ施行)

第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス但シ法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラス
本罪重カルヘクシテ犯ストキ知ラサル者ハ其ノ重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス
法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但シ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得
第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ

懲役又ハ禁錮ニ處ス
公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若ハ爲ササラスル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ參百圓以下ノ罰金ニ處ス
第九十七條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造變造シ若クハ偽造變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十八條 火藥汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第九十九條ニ記載シタル物(人ノ住居、汽車、電車等)又ハ他人ノ所有ニ係ル第九十九條ニ記載シタルモノ(人ノ住居セサル建造物)ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第九十九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物(第九十八條第九十九條以外ノ物)ヲ損壞シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ(參百圓以下ノ罰金)

第一百十八條 瓦斯電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身体又ハ財產ニ危險ヲ生セシメタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第一百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第一百四十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス
第一百四十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其ノ水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第一百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其ノ他人ノ健康ヲ害スヘキ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第一百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第一百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其ノ水源ニ毒物其ノ他人ノ健康ヲ害ス可キ物ノ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第四百十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲シメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲シメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書檢案書又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

第七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一百一十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第一百四十四條 醫師、產婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑托ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ

用非人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其ノ業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

民法抄錄

(明治二十九年四月 法律第八十九號)

第七十條 左ニ掲ケタル債權ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

一 醫師、產婆及藥劑師ノ治術勤勞及調劑ニ關スル債權

第七十三條 禁治產者カ本心ニ復シタル時ニ於テ遺言ヲ爲スニハ醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス

遺言ニ立會ヒタル醫師ハ遺言者カ遺言ヲ爲ス時ニ於テ心神喪失ノ狀況ニ在ラザリシ旨ヲ遺言書ニ附記シテ之ニ署名捺印スルコトヲ要ス但シ秘密證書ニ依リテ遺言ヲ爲ス場合ニ於テハ其封紙ニ右ノ記載及ヒ署名捺印ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 疾病其他ノ事由ニ由リテ死亡メ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ爲サント欲スルトキハ證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨

ヲ口授シテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其口授ヲ受ケタル者之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ證人ニ讀聞カセ各證人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第七十七條 傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮斷シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ證人一人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

第七十八條 從軍中ノ軍人及ヒ軍屬ハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得

若シ將校及ヒ相當官カ其場所ニ在ラザルトキハ准士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得從軍中ノ軍人又ハ軍屬カ疾病又ハ傷疾ノ爲メ病院ニ在ルトキハ其院ノ醫師ヲ以テ前項ニ掲ケタル將校又ハ相當官ニ代フルコトヲ得

民事訴訟法抄錄

(明治二十三年 法律第二十九號)

第二百九十八條 左ノ場合ニ於テハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一、官吏公吏又ハ官吏公吏タリシ者カ其職務上默

秘ス可キ義務アル事情ニ關スルトキ

二、醫師、藥種商、穩婆、辯護士、公證人、神職及ヒ僧侶カ其ノ身分又ハ職業ノ爲メ委託ヲ受ケタルニ因リテ知リタル事實ニシテ默秘ス可キモノニ關スルトキ

三、問ニ付テノ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者(原告若ハ被告)ノ耻辱ニ歸スルカ又ハ其刑事上ノ訴追ヲ招ク恐アルトキ

四、問ニ付テノ答辯カ證人又ハ前條ニ掲ケタル者ノ爲メ直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシム可キトキ

五、證人カ其技術又ハ職業ノ秘密ヲ公ニスルニ非アレハ答辯スルコト能ハサルトキ

第三百條 證言ヲ拒ム證人ハ其訊問ノ期日前ニ書面又ハ口頭ヲ以テ又ハ期日ニ於テ其拒絕ノ原因タル事實ヲ開示シ且之ヲ説明ス可シ
期日前ニ證言ヲ拒ミタル證人ハ期日ニ出頭スル義務ナシ

第三百二條 原因ヲ開示セズシテ證言ヲ拒ミ又ハ開示シタル原因ノ棄却確定シタル後ニ之ヲ拒ミ

ヲ得ス

一、衣服、寢具、家具及ヒ厨具但此物カ債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ限ル

二、債務者及ヒ其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及ヒ薪炭

三、技術者、職工、勞役者及穩婆ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル者

五、文武ノ官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及ヒ醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル爲メ缺ク可カラサル物並ニ身分相當ノ衣服

七、藥舖ニ在テハ調藥ヲ爲ス爲メ缺ク可カラサル器具及ヒ藥品

十二、債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル發明ニ關スル者及ヒ債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本

蠶絲業法施行規則抄錄

(大正六年十二月 農商務省令第三十三號)

二〇六

タルトキハ申立ヲ要セスシテ決定ヲ以テ證人ニ對シ其拒絕ニ因リテ生シタル費用ノ賠償及ヒ四拾圓以下ノ罰金ヲ言渡ス

第三百二十六條 左ニ掲クル者鑑定ヲ命セラレタルトキハ之ヲ爲ス義務アリ
一、必要ナル種類ノ鑑定ヲ爲ス爲ニ公ニ任命セラレタル者

二、鑑定ヲ爲スニ必要ナル學術、技藝若クハ職業ニ常ニ従事スル者又ハ學術、技藝若クハ職業ニ従事スル爲メニ公ニ任命セラレ若クハ授權セラレタル者

第三百二十七條 鑑定人ハ證人カ證言ヲ拒ムコトヲ得ルト同一ノ原因ニ依リ鑑定ヲ拒ム權利アリ
官吏公吏ハ其所屬應ニ於テ異議アルトキハ之ヲ鑑定人トシテ訊問スルコトヲ得ス

第三百二十八條 鑑定ヲ爲ス義務アル鑑定人出頭セス又ハ鑑定ヲ拒ミタル場合ニ於テハ其者ニ對シ此カ爲ニ生シタル費用ノ賠償及罰金ヲ言渡ス可シ但其鑑定人ヲ勾引スルコトヲ得ス

第五百七十條 左ニ掲クル者ハ之ヲ差押フルコト

第十條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者病患アリト認ムル蠶兒、蠶蛹、蠶蛾又ハ其ノ屍体ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ燒棄シ又ハ熱湯「フオルマリン」若ハ石灰水中ニ投入シ死籠繭又ハ薄皮繭ハ直ニ之ヲ乾燥シ又ハ熱湯中ニ投入シテ其ノ病源体ヲ滅殺スヘシ

第十五條 蠶種製造者ハ蠶室ハ第一號、第四號又ハ第五號ニ定メタル方法ニ依リ蠶具ハ第一號乃至第四號ノ一ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ消毒スヘシ但シ新築ノ蠶室又ハ新調ノ蠶具ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、「フオルマリン」撒布消毒
二、蒸汽消毒
三、蟻酸「アルデヒド」瓦斯消毒
四、昇汞水消毒
五、格魯兒石灰水消毒

理髮業取締規則抄錄 (明治二十七年十一月 三項縣令第六十號)

第三條 營業所ハ常ニ清潔ナラシメ毛髮等ハ一定ノ容器ニ收メ散亂セシムヘカラス

二〇七

- 第四條 營業者ハ理髪ヲ終リタル毎ニ石鹼ヲ以テ其ノ手ヲ洗淨スヘシ
- 第五條 客ニ供用スル椅子ノ凭倚部分ハ清潔ナル白布ヲ以テ之ヲ覆フヘシ
- 第六條 客ニ供用スル手拭、頸卷、被布ノ類ハ常ニ清潔ナラシムヘシ
- 第七條 皮膚病其ノ他傳染性疾患アルモノヲ理髪シタルトキハ石炭酸水(三十三倍)又ハ「クレゾール」水(「クレゾール」石鹼液六分水九十四分)ヲ以テ其ノ手ヲ消毒シタル後清水ヲ以テ洗滌シ其ノ病者ニ供用シタル手拭、頸卷、被布ノ類ハ左記方法中ノ一ニ據リ直ニ消毒スヘシ
 - 一、三十分間以上煮沸スルコト
 - 二、三十分間以上攝氏百度以上ノ蒸氣ニ觸レシムルコト
 - 三、石炭酸水(三十三倍)又ハ「クレゾール」水(「クレゾール」石鹼液六分水九十四分)二十分間以上浸漬スルコト
- 第八條 剃刀、剪刀「ジャッキ」櫛刷毛癖直シ用布片ノ類ハ每客ノ使用ヲ了リタル後直ニ左記方法

- 中ノ一ニ據リ消毒スヘシ
- 一、第七條第一號第二號ノ方法ニ據ルコト
- 二、石炭酸水(三十三倍)「フォルマリン」水(百分一ノ「フォルム」)「デシンフエクトール」液(二十倍)「クレシ」液(二十倍)「クレゾール」水(「クレゾール」石鹼液六分水九十四分)又ハ「アイゼル」液(五十倍)ヲ以テ丁寧ニ洗滌シ更ニ清水ヲ以テ洗淨スルコト
- 三、亞爾箇保兒ニ浸シ直ニ引上ケ點火スルコト
- 四、熱曹達液(二十倍)ニ浸漬シ冷後清水ヲ以テ洗淨スルコト
- 前項以外ノ方法ニ據リ消毒セムトスルモノハ其方法ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ申請シ認可ヲ受クヘシ
- 第九條 營業上ニ付テハ家族又ハ雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス
- 第十條 警察官吏ハ營業所ニ臨檢スルコトアルヘシ
- 第十一條 本則ハ營業所外ニ於テ就業スルトキニモ亦之ヲ適用ス

第十四條 第一條乃至第八條又ハ第十三條ノ二ノ命令ニ違背シタルモノハ科料ニ處ス

鑛泉販賣ノ件 (明治二十六年七月三十一日 三重縣令第四十九號)

鑛泉ヲ酌取リ飲料トシテ販賣セムトスル者ハ鑛泉湧出ノ地名ヲ詳記シ其原泉(凡ソ三合)相添出願許可ヲ受クヘシ其既ニ管轄廳若クハ衛生試驗所ノ試驗ヲ經タルモノハ原泉ヲ添フルニ及ハス其成績書若クハ其寫ヲ添付スヘシ違フ者ハ刑法第四百二十六條ニ依リ處罰ス

警察犯處罰令抄錄 (明治四十一年九月十六日 內務省令第十六號)

- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス
- 六、新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 七、新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付キ強テ其ノ申込ヲ求メタル者
- 八、申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請

求シタル者

- 十九、濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十一、官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ背セサル者
- 二十二、人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨グ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三、河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲナシタル者
- 三十四、人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
- 三十五、一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 三十六、不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス
- 六、石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヒヲ忽ニシタル者

七、開業ノ產婆故ナク妊娠產婦ノ招キニ應セザル者

八、故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

九、炮糞、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者

十、濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取扱ノ義務ヲ怠リタル者

十一、監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十二、狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ逸走セシメタル者

十三、濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札招牌賣貸家札其他標榜ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

十四、濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札招牌賣貸家札其他標榜ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

十五、濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚瀆シ若ハ之ニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札招牌賣貸家札其他標榜ノ類ヲ汚瀆シ若ハ撤去シタル者

爲サスシテ市街若ハ其ノ附近ヲ運搬シ又ハ之ヲ市街ノ路傍ニ置キタル者

第三條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

酒精及酒精含有飲料稅法抄錄

(明治三十四年三月 法律第八號)

第三條 本法ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏驗温器十五度ノ時ニ於テ〇、九四七ノ比重ヲ有スル酒精トス

第三條ノ二 本法ニ於テ葡萄酒ト稱スルハ葡萄ノ汁液ヲ醱酵セシメタルモノヲ謂フ

左ニ掲クルモノハ葡萄酒ト看做ス

- 一、葡萄ノ汁液ニ糖分ヲ補充シテ其ノ百分ノ二
- 十四ニ達スル限度迄精製糖ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ但シ葡萄ノ汁液一石ニ付精製糖二十五斤ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二、葡萄ノ汁液又ハ前號ニ依リ精製糖ヲ加ヘタル葡萄ノ汁液ヲ純炭酸石灰ヲ以テ除酸シ醱

三重縣警察犯處罰令抄錄

(明治四十一年十月 三重縣令第九十五號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

二、法令ノ規定ニ依リ人ノ住所職業氏名年齢ヲ記載スヘキ義務アル者ニ對シ住所職業氏名年齢ヲ詐稱シタル者

八、新聞紙雜誌ニ他人ヲ害スヘキ虛偽ノ通信ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

四、官公吏ノ注意ヲ受ケテ故ナクトラホーム又花柳病ノ治療ヲ爲サ、ル者

七、官公吏ノ注意ヲ受ケテ道路ノ掃除又ハ溝渠下水路ノ新設變更改造若ハ浚渫ヲ爲サ、ル者

八、濫ニ路傍港灣海水浴場其ノ他他人ノ田畑ニ竹木土石灰燼塵芥類ヲ投棄シタル者

十、糞尿其他惡臭ヲ放ツヘキ物品ニ防具裝置ヲ

醇セシメタルモノ

三、葡萄酒又ハ前二號ニ依リ葡萄酒ト看做シタルモノニ其ノ容量百分ノ一以內ノ酒精ヲ混和シタルモノ

第三條ノ三 本法ニ於テ果實酒ト稱スルハ葡萄ヲ除クノ外果實ノ汁液ニ命令ノ定ムル所ニ葡萄ヲ除クノ外果實ノ汁液ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ糖分ヲ補充シ又ハ其ノ酸ヲ稀釋シ醱酵セシメタルモノハ果實酒ト看做ス

第四條 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒(ビール)ニハ本法ヲ適用セス

第十三條 酒精又ハ酒精含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ酒精又ハ酒精含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒精又ハ酒精含有スル飲料其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料

其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料若クハ帳簿書類ヲ隠蔽シタルトキハ拾圓以上參百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若クハ怠リタルトキハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ參圓以上參拾圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第二十三條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、店主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第六條 第二條第四條第五條ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ明治三十年五月內務省令第十三號ニ依ルヘシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分濃一分水九十四分)ヲ使用スヘシ

衛生試驗手数料徴收ニ關スル件

(大正十年十二月
三重縣令第六十四號)

第一條 縣ニ於テ依頼ヲ受ケ飲食物其ノ他ノ試驗検査又ハ分拆ヲ爲ストキハ本規程ニ依リ手数料ヲ徴收ス

第二條 手数料ノ額左ノ如シ

酒類定量分拆	一件ニ付	金參	圓
酒類防腐劑検査	一件ニ付	金參	拾錢
清涼飲料水定量分拆	一件ニ付	金貳	圓
飲食物衛生上害否検査	一件ニ付	金壹	圓
飲食物用器具衛生上害否検査	一件ニ付	金壹	圓
着色料衛生上害否検査	一件ニ付	金壹	圓
玩具衛生上害否検査	一件ニ付	金壹	圓
豆乳定量分拆	一件ニ付	金壹圓五拾錢	

結核豫防法施行規則抄録

(大正八年十月
內務省令第二十號)

第二條 學校、病院、製造所又ハ鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發著待合所、劇場、寄席、活動寫真館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニハ液体ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ(中略)唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

第四條 地方長官ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲ケル事項ヲ遵守スヘシ

三、結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシムムトスルトキハ消毒スルコト
前項ノ規定ハ前項以外ノ旅店及下宿屋、貸座敷其ノ他ノ場所ニシテ地方長官ノ指定シタルモノニ之ヲ準用ス

醬油定量分拆	一件ニ付	金參	圓
乳汁定量分拆	一件ニ付	金貳	圓
乳汁脂肪比重検査	一件ニ付	金貳	拾錢
乳汁衛生上適否検査	一件ニ付	金壹	圓
化粧品衛生上害否検査	一件ニ付	金壹	圓
營養品成分検査	一件ニ付	金參	圓
糞便顯微鏡的検査	一件ニ付	金參	拾錢
糞便培養試驗	一件ニ付	金壹	圓
尿糖定量分拆	一件ニ付	金參	拾錢
尿蛋白定量分拆	一件ニ付	金五	拾錢
尿蛋白定性分拆	一件ニ付	金參	拾錢
咯痰培養試驗	一件ニ付	金壹	圓
咯痰動物試驗	一件ニ付	金貳	圓
水定性分拆	一件ニ付	金貳	圓
水定量分拆	一件ニ付	金參	圓
水衛生上適否検査	一件ニ付	金貳	拾錢
製水用水検査	一件ニ付	金貳	圓
工業用水検査	一件ニ付	金貳	圓
鑛泉定性分拆	一件ニ付	金貳	圓
鑛泉定量分拆	一件ニ付	金五	圓

血液ワツセルマン反應検査

血液ツベルクリン反應検査 一件ニ付 金參圓

血液凝集反應検査 一件ニ付 金參拾錢

前各號ニ掲ケサルモノノ手數料ノ額ハ金貳拾錢

以上金五圓以内ノ範圍ニ於テ知事之ヲ定ム

第三條 手數料ハ供試品提供ノ際之ヲ徵收ス

衛生試驗規程

(大正十一年三月三十一日)

第一條 三重縣警察部ニ於テ公衆ノ依頼ニ應シ衛生ニ關スル物品ノ試驗ヲ行フ

第二條 試驗ヲ依頼セムトスル者ハ別記様式ノ試驗依頼書ニ試驗手數料及現品ヲ添ヘ警察部衛生課ニ差出スヘシ但シ試驗ノ目的又ハ物品ノ性質若ハ事務ノ都合ニ依リ依頼ニ應セサルコトアルヘシ變敗シ易キ物品又ハ鑛泉ハ豫メ試驗依頼書ヲ差出シ置キ當廳ノ指定スル期日ニ現品ヲ差出

スヘシ

二二四

第三條 飲料水及鑛泉ハ試驗スヘキ水ヲ以テ再三

洗滌シタル清淨ノ硝子壺ニ容レ新シキ「キルク」

栓又ハ硝子栓ヲ以テ密塞シ其ノ他ノ物品ハ清潔ナル適當ノ容器ニ納メ内容漏出セサル様密閉ス

ヘシ但シ細菌検査ヲ要スルモノハ消毒セル容器ニ容レ更ニ密封スルコトヲ要ス

第四條 試驗物品ノ容器ニハ其ノ容器毎ニ品名及試驗依頼者ノ住所氏名ヲ記シタル名箋又ハ木札ヲ付スヘシ

第五條 試驗ノ爲差出スヘキ物品ノ數量左ノ如シ

水 定性分拆 二升

衛生上適否 五升

工業用適否 一升

鑛泉 定性分拆 三升

衛生上適否 五升

氷雪 衛生上適否 五斤以上

乳汁 飲料適否 二合

脂肪及比重検査 二合

定量分拆 三合(但シ人乳五勺)

化粧品 同 二十枚以上

營養品 成分検査 同

糞便 虫卵検査 梅指頭大

細菌検査 糖並蛋白検査等 五勺

尿痰 細菌検査 少量

血液 疑集反應 五、〇グラム以上

細菌検査 二、〇グラム

第六條 試驗ノ爲差出シタル物品ニシテ試驗上必要アルトキハ更ニ提出セシムルコトアルヘシ

第七條 試驗ノ爲差出シタル物品ハ何等ノ事由アルモノ之ヲ還付セス

第八條 試驗終了シタルトキハ試驗成績書ヲ交付ス

第九條 試驗手數料ハ大正十年三重縣令第六十四號ノ規程ニ依リ現金ヲ以テ納付スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ在リテハ手數料ヲ徵收セス

一、當廳ニ於テ公衆衛生上必要アリト認めタル

酒類	防腐劑検査	二合
燒酎	定量分拆	一升
酢	同	五合
醬油	同	一升
味噌	同	百匁
肉製品	同	百匁
豆乳	同	五合
清涼飲料水	衛生上適否	四合
麵粉	定量分拆	一升
素麵	定量分拆	半斤
澱粉	同	百匁
茶、珈琲	同	五十匁以上
菓子	同	半斤以上
罐詰類	同	三箇以上
調理粉、砂糖、水飴、蜜	同	五十匁
食物用器具	衛生上害否	一個以上
玩具	同	同
着色料	同	五匁以上
衣類	同	一尺平方以上

二、明治二十二年法律第十號並明治三十三年法律第十五號ニ依リ取締ヲ受クヘキ藥品、飲食物及其ノ他ノ物品ニシテ當該營業者ヨリ其ノ取締事項ニ就キ試験ヲ依頼シタルトキ
第十條 試験依頼者ニシテ特ニ技術員ノ出張ヲ要求スルトキハ試験手数料ノ外其ノ官職ニ相當スル旅費日當及試験器具ノ運搬費ヲ負擔スヘシ

附則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

藥品ヲ配伍シタル物品ニシテ
賣藥ニ屬セサルモノノ收去ニ

關スル件

(明治三十七年九月
內務省令第十四號)

第一條 (賣藥並ニ) 藥品ヲ配伍シタル物品ニシテ賣藥ニ屬セサルモノハ行政執行法施行令第三條ニ依リ試験ノ用ニ供スルタメ必要ナル分量ヲ收去スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ收去ヲ執行スル場合ニ於テハ明治三十三年內務省令第十號第二條第三條ノ規定

ヲ準用ス

參照 行政執行法施行令第三條
危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ主務大臣ノ定ムル所ニヨリ必要ナル分量ヲ試験ノ用ニ供スルコトヲ得

醫 事 法 令

醫事法令

醫師法抄錄

(明治三十九年五月
法律第四十七號)

第五條 醫師ハ自ら診察セスシテ診斷書、處方箋ヲ交付シ若ハ治療ヲ爲シ又ハ檢案セスシテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 醫師ハ診療簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第七條 醫師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上、學位、稱號及専門科名ヲ除クノ外其ノ技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 免許ヲ受ケスシテ醫業ヲ爲シタル者、停止中醫業ヲ爲シタル者又ハ第五條、第六條、第七條若ハ第十三條第三項但書ニ違背シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拾圓以上ノ科料ニ處ス

醫師法施行規則抄錄

(明治三十九年九月
內務省令第二十七號)

第七條 醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ後ノ住所地ノ地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 醫師自己又ハ他人ノ診察所、治療所若ハ其ノ出張所ニ於テ醫業ヲ開始シタルトキハ十日以内ニ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ其ノ之ヲ休止シ廢止シ又ハ診察治療ノ場所ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ但其ノ異動ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ
後ノ所在地ノ地方長官前項但書ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ所在地ノ地方長官ニ通知スヘシ
官立又ハ公立ノ病院ニ於テ診察治療ニ從事スル場合ハ第一項ニ依ルノ限ニ在ラス

診察所又ハ治療所ト稱スルハ公衆ノ需ニ應シ診察又ハ治療ヲ爲ス場所ヲ謂フ

第九條 醫師死体又ハ四箇月以上ノ死産兒ヲ検案シ異常アリト認ムルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第九條ノ二 醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診斷書檢案書又ハ死産證書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

開業ノ醫師ハ診察治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條ノ三 醫師ハ其ノ診察シタル患者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、年齢、藥名、分量、用法、用量、處方ノ年月日ヲ記載シ及署名又ハ捺印スヘシ

第九條ノ四 醫師ハ診療簿ニ其ノ治療シタル患者ノ氏名、年齢、病名及療法ヲ記載スヘシ但シ其ノ不明ナルモノハ患者療養ノ時其ノ旨ヲ記載スヘシ

第十條 醫師其ノ診療治療スル患者ニ自ラ藥劑ヲ交付スルトキハ容器又ハ包紙ニ其用法患者ノ氏

名及診察所、治療所ノ名稱又ハ自己ノ氏名ヲ明記スヘシ

第十五條 第七條第一項及第八條第一項ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第十六條 第九條、第九條ノ二、第九條ノ三、第九條ノ四、第十條ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

種痘法抄録

(明治四十二年四月
法律第三十五號)

第一條 種痘ハ左ノ定期ニ於テ之ヲ行フ但シ痘瘡ヲ經過シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、第一期出生ヨリ翌年六月ニ至ル間但シ不善感ナルトキハ翌年六月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ

二、第二期數ハ歳十歳但シ不善感ナルトキハ翌年十二月ニ至ル間ニ於テ更ニ種痘ヲ行フヘシ
定期前二年以内ニ善感シタル種痘ハ第三期ノ種痘ト看做ス

第二條 保護者ハ未成年者ヲシテ種痘ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ

第五條 市町村ハ種痘ヲ施行スヘシ

第六條 市町村長ハ種痘定期ニ在ル者ノ種痘期日ヲ指定スヘシ

第七條 疾病其ノ他ノ事故ニ因リテ市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケシムルコト能ハサル場合ニ於テハ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ其事由ヲ具シ市町村長ニ猶豫ヲ申請スルコトヲ得前項ニ依リ種痘ヲ猶豫シタルトキハ市町村長ハ其ノ證ヲ交付スヘシ

第九條 市町村長ノ指定シタル期日ニ種痘ヲ受ケス其ノ他種痘ヲ怠リ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者アルトキハ市町村長ハ更ニ期日ヲ指定シテ種痘ヲ受ケシメ又ハ直ニ種痘ヲ行フヘシ

第十條 種痘ヲ怠リタル者又ハ種痘ヲ受ケタル證跡不明ナル者ノ定期外ニ受ケタル種痘ハ第一條第二項ノ場合ヲ除ク外其ノ定期種痘ト看做ス

第十一條 第五條ノ種痘ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ市町村長ノ指定シタル期日ニ於テ檢診ヲ受ケシムヘシ但シ其ノ期日ニ檢診

第三條 左ニ掲グル者ハ未成年ノ生徒、院生若ハ之ニ準スヘキ者又ハ未成年ノ寄寓者ヲシテ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

一、學校、育兒院又ハ之ニ準スヘキ場所ノ校長、院長其ノ他首長
二、教育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ人ヲ寄寓セシムル者

前項各號ニ掲グル者ノ法定代理人アルトキハ法定代理人ニ前項ノ規定ヲ適用ス

第四條 新ニ保護者ト爲リ又ハ新ニ前條ノ關係ヲ生シタルトキハ種痘ヲ受ケサルカ又ハ之ヲ受ケタル證跡不明ナル未成年者ヲシテ六月以内ニ種痘ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

前項ノ期間内ニ其ノ手續ヲ爲シ難キ事由アルトキハ市町村長ニ届出ヘシ

未成年者ヲ傭使スル雇主ニ關シテハ其ノ之ヲ寄寓セシメサル場合ト雖前二項ノ規定ヲ適用ス前條第二項ノ規定ハ前三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

ヲ受ケシムルコト能ハサル事由アルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ檢診ヲ經タル者ハ種痘濟證ヲ交付スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ痘漿ヲ採收スルコトヲ得

第十二條 醫師定期種痘ヲ施シタル者ヲ檢診シタルトキハ種痘證ヲ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ種痘證ヲ受ケタル者ノ保護者又ハ第三條ノ義務者ハ十日以内ニ市町村長ニ届出ツヘシ

第十五條 地方長官ハ痘瘡豫防上必要ト認ムルトキハ種痘ヲ受クヘキ者ノ範圍及期日ヲ指定シテ臨時種痘ヲ命スルコトヲ得

第十七條 左ニ掲クル者ハ科料ニ處ス
一、第四條又ハ第十一條第一項ニ違反シタル者
二、保護者又ハ第三條ノ義務者ニシテ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ種痘ヲ受ケシメサル者

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者

ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者

ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人、親權ヲ行フ者

六 收容患者ノ定員及其ノ種別

七 天災火災等非常時ニ於ケル避難方法

八 工事落成期日

第三條 前條ニ依リ許可ヲ受ケタルモノニ非ザレハ病院ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス

病院ニ非スシテ患者十名以上ヲ收容治療スルコトヲ得ス但シ眼科専門ヲ標榜スルモノニ限り患者二十名迄ヲ收容スルコトヲ得

第四條 病院ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ石、煉瓦其ノ他不燃質物ノ材料ヲ以テ建設スルモノ若ハ適當ノ防火壁ヲ設クルモノ又ハ道路

河川溝渠等ニ面スルモノ其ノ他特別ノ事由アルモノハ其ノ制限ヲ斟酌許可スルコトアルヘシ

一 建物ノ屋根ハ不燃質ノ材料ヲ以テ葺クコト

二 建物ハ其ノ前面後方及側面ニ相當ノ空地ヲ有スルコト

三 病室ノ地盤ハ石煉瓦敷若ハ漆喰敲ト爲シ床ノ高サハ地盤ヨリ一尺八寸以上トシ天井ハ床上九尺以上ト爲スコト

四 病室ハ採光換氣ノ爲各室出入口ノ外適當ナ

ル窓ヲ設クルコト

又ハ後見人ナキトキハ戸主、戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ謂フ

病院取締規則

(大正十一年九月
三重縣令第五十五號)

第一條 本令ニ於テ病院ト稱スルハ診察治療ノ目的ヲ以テ十名以上ノ患者ヲ收容スル設備アル場屋ヲ謂フ

第二條 病院ヲ設立セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其ノ改築増築若ハ第六號第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍、住所、氏名、生年月日但シ法人ニ在リテハ其ノ所在地名稱定款代表者ノ本籍住所氏名生年月

二 位置及名稱

三 敷地及建物ノ坪數

四 建物内各室ノ間取ヲ示シタル圖面(百分ノ一)

五 建物設計書及仕様書

ル窓ヲ設クルコト

五 病室ハ患者一人ニ對シ一坪半以上ノ割合ト爲スコト

六 病室ノ主要廊下ハ三尺以上ト爲スコト但シ中廊下ナルトキハ六尺以上トス

七 階上ノ病室十坪以上ナルトキハ二個以上ノ階段ヲ設ケ其ノ巾ハ三尺以上傾斜四十度以下踏上下七寸以下踏敷八寸以上トシ堅牢ナル手摺ヲ附スルコト

八 病室ノ採暖及燈火ハ危險ノ虞ナキ方法ヲ採ルコト

九 病室及外牆ニハ適當ナル非常口ヲ設ケ且其ノ箇所ニ眩易キ目標ヲ掲示スルコト

十 病室ノ便所ハ地盤ヲ石又ハ煉瓦敷若ハ漆喰敲ト爲シ洗淨ニ便ナラシメ溜壺ハ内外ニ抽藥ヲ施シタル壺又ハ其ノ他不滲透質ノ材料ヲ以テ作り適當ノ臭氣拔ヲ設クルコト

十一 浴室及炊事場ハ地盤ハ石又ハ煉瓦敷若ハ漆喰敲ト爲シ火焚場ハ總テ不燃質ノ材料ヲ以テ構造スルコト

漆喰敲ト爲シ火焚場ハ總テ不燃質ノ材料ヲ以テ構造スルコト

漆喰敲ト爲シ火焚場ハ總テ不燃質ノ材料ヲ以テ構造スルコト

十二 病舎ニハ適當ノ防火具及避難器ヲ備ヘ且震災其ノ他ノ事變ニ於ケル救護員ヲ豫メ定メ置クコト

第五條 前條ノ構造設備ノ外必要ト認ムルトキハ隨時改築修繕又ハ其ノ他ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 傳染病患者ヲ入院セシムル病院ニ在リテハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 傳染病舎ハ別棟トスルコト
二 傳染病舎ノ床下ハ石煉瓦敷若ハ漆喰敷ト爲シ適當ノ勾配ヲ附スルコト

三 傳染病舎ニハ適當ナル消毒所及汚物焼却場並患者ノ浴室便所ヲ設クルコト

第七條 病院ヲ開始セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ當廳ニ届出ツヘシ其ノ事項ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨届出ツヘシ

一 院則
二 醫師藥劑師看護婦事務員ノ員數及其ノ勤務方法
三 入院料診察料藥價手術料其ノ他收受スヘキ

消毒方法ヲ施行シ且防塵防蠅ノ裝置ヲ爲スヘシ

第十二條 病院ニ於テハ患者ノ治療ニ依リ生シタル汚穢物ハ燒却シ血液、膿其ノ他ノ汚汁ハ消毒スルニ非サレハ投棄スルコトヲ得ス

第十三條 病院設立者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ七日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ但シ死亡ノ場合ニ在リテハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ又法人解散ノ場合ニ在リテハ清算人ヨリ其ノ届出ヲ爲スヘシ

一 第二條第一號第二號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキ

二 設立者死亡シ又ハ解散シタルトキ

三 病院ヲ廢止シ又ハ休業シタルトキ

第十四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ
一 落成期日ヲ過キ工事竣成セス其ノ他事業遂行ノ見込ナシト認ムルトキ
二 院内ノ設備充分ナラス又ハ管理不行届ト認ムルトキ

金額

第八條 病院ニハ醫師二名以上藥劑師一名以上看護婦三名以上ヲ置クヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ當廳ノ許可ヲ受ケ本條ノ制限ニ從ハサルコトヲ得

第九條 傳染病患者ヲ收容スルトキハ左記事項ヲ遵守スヘシ

一 病院ニ於テ診定シタル患者ニシテ傳染病舎ニ限リ之ヲ收容スルコト
二 病名ノ異リタル患者ヲ同一室内ニ收容セサルコト

三 傳染病舎ニハ專屬看護婦ヲ置クコト

第十條 傳染病舎ノ設アル病院ト雖病症ノ種類又ハ管理不行届其ノ他豫防上必要ト認ムルトキハ其ノ收容ヲ停止スルコトアルヘシ

第十一條 患者用ノ寢具ハ白布ヲ以テ之ヲ被ヒ其ノ被布ハ消毒ノ上洗濯スルニ非サレハ他ノ患者ニ用ウルコトヲ得ス

入院患者ノ賄ハ清潔ヲ旨トシ新鮮ナルモノヲ撰ミ其ノ調理場及食器ハ常ニ清潔ヲ保持シ尙適當

三 本令又ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違背シタルトキ

四 前各號ノ外公安ヲ害シ風俗ヲ紊ル虞アリト認メタルトキ

第十五條 病院ハ衛生事務ニ従事スル官吏又ハ吏員ヲシテ隨時巡視セシムルコトアルヘシ

第十六條 病院設立者ハ別紙様式ノ統計表ヲ作製シ毎年一月末日迄ニ當廳ニ提出スヘシ

第十七條 本令ニ依リ當廳ニ提出スヘキ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十八條 第二條ノ許可ヲ受ケスシテ病院ヲ設立シタル者及第三條ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 業務停止中開業シタル者及第九條ニ違反シ又ハ第十條ノ停止ヲ犯シタル者ハ貳拾圓未満ノ科料ニ處ス

第七條第八條第十一條第十二條第十三條第十六條第二十三條ニ違反シタル者ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

第二十條 病院設立者カ未成年者又ハ禁治産者ナ

ルトキハ前條ノ罰則ヲ法定代理人ニ適用ス
 病院設立者ハ其ノ代理人又ハ使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
 法人ノ代表者又ハ其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第二十一條 本令ハ大正十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本令公布ノ際現ニ經營スル病院ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 前項病院ノ構造設備ニシテ必要ト認ムルトキハ適當ナル施設ヲ命スルコトルアヘシ

第二十三條 前條病院ノ經營者ハ本令公布ノ日ヨリ三十日以内ニ第七條ノ事項ヲ届出ツヘシ

第二十四條 本令ハ公立病院及病院ノ分院ニ之ヲ準用ス

飲食物法令

病院表 大正 年

病院名	設立者氏名	所在地	治療スヘキ科名	職員數	病床數 (患者ヲ收 容シ得ヘ キ定員數)	入院患者數	外來患者數
				醫師 藥劑師 看護婦 其ノ他	普通病室 精神病室 傳染病室 結核病室	前年度越患者 本年中單人員 同上延人員	本年中單人員 同上延人員

飲食物法令

飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件

(明治三十三年二月
法律第十五號)

第一條 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若クハ營業上ニ使用スル飲食物、割烹具及其他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其製造、採取、販賣、授與若クハ使用ヲ禁止シ又ハ其營業ヲ禁止シ若クハ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ノ所有者若クハ所持者ヲシテ其物品ヲ廢棄セシメ又ハ行政廳ニ於テ直接ニ之ヲ廢棄シ其他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得但所有者若クハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置センコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得

第二條 行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ收去セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ吏員ヲシテ普通營業

時間又ハ營業ノ爲開カル、間ニ限リ物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯藏シ若クハ携帯スル場所ニ立入ラシムルコトヲ得

第三條 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス
本法ノ執行ニ關シ官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者ニ抗拒シタル者ハ一月以下ノ重禁錮ニ處シ拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ四拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス

行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ人ノ囑託ヲ受ケ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法第二百八十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件

(明治三十三年三月
内務省令第十號)

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律施行ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 警視總監北海道廳長官府縣知事(東京府知以下之ニ依テ)ハ法令ニ明文アル場合ニ於テ營業者ニ對シ明治三十三年二月法律第十五號ニ依リ行政廳ニ屬スル職權ヲ行フ

前項ノ職權ハ其ノ輕易ナルモノニ限リ廳府縣令ヲ以テ警察官署ニ委任スルコトヲ得

第二條 警視總監北海道廳長官府縣知事ハ官吏又ハ衛生技術員ヲシテ明治三十三年二月法律第十五號ノ職權ヲ行ハシムルトキハ制服ヲ著スル者ノ外證票ヲ携帯セシムヘシ
證票ハ左ノ雛形ニ依ルヘシ

二寸二分
三三六

表
飲食物監視員之證

裏
一寸七分
廳府
縣名
印廳

第三條 官吏又ハ衛生技術員ハ明治三十三年二月法律第十五號第二條ニ依リ物品ヲ收去スルトキハ營業者ニ證書ヲ交付スヘシ
若シ營業者ノ求メアルトキハ事實ノ許サ、ル場合ヲ除ク外其ノ物品ノ一部ニ封緘ヲ施シ之ヲ交付スヘシ

牛乳營業取締規則(明治三十三年四月
内務省令第十五號)

第一條 本則ニ於テ牛乳ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル全乳及脫脂乳ヲ謂ヒ乳製品ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル煉乳脫脂煉乳及ヒ粉乳ヲ謂フ牛乳

營業者ト稱スルハ牛乳又ハ乳製品ノ搾取、製造、販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 牛乳ノ比重ハ攝氏十五度ニ於テ全乳ニ在リテハ一、〇二八乃至一、〇三四トシ脫脂乳ニ在リテハ一、〇三二乃至一、〇三八トス

全乳ノ脂肪量ハ百分中三、〇分以上トス
脫脂乳ノ乾燥物質量ハ百分中八、五分以上トス

第三條 煉乳ノ脂肪量ハ百分中八、〇分以上トス
煉乳又ハ脫脂煉乳中ニ混和スル蔗糖量ハ乳糖ヲ合算シテ百分中五、〇分以下トス

第四條 牛乳ノ搾取又ハ乳製品製造ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ノ構造設備ヲ検査セシムベシ

第五條 牛乳營業者ハ左ノ牛ヨリ牛乳ヲ搾取スルコトヲ得ズ

一 牛 疫、炭疽、傳染性胸膈肺炎、流行性鶏口瘡、狂犬病、結核、痘瘡、黃胆、「アクチノミコーゼ」、氣腫疽、赤痢、乳腺病、膿毒症、

尿毒症、敗血症、中毒、亞布答、腐敗性子宮炎、其ノ他熱性諸病ニ罹レル牛

二 牛乳中ニ移行スベキ毒藥劇藥服用中ノ牛三分宛後七日以内ノ牛

第六條 牛乳營業者ハ亞鉛、銅、黃銅、燒付不良ニシテ且有害ノ油藥ヲ施シタル陶器又ハ含鉛珪礬ヲ塗布シタル鐵材料ニテ製シタルモノヲ牛乳又ハ乳製品ノ容器又ハ量器トシテ使用スルコトヲ得ズ

第七條 牛乳營業者ハ左ノ牛乳ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ運搬シ若ハ貯藏スルコトヲ得ズ

一 腐敗シタルモノ
二 粘稠若ハ苦味ナルモノ又ハ藍色赤色其ノ他異常ノ色ヲ呈スルモノ
三 他物ノ混合シタルモノ

四 第五條ノ牛ヨリ搾取シタルモノ
五 第二條ノ規定ニ適合セサルモノ

第八條 牛乳營業者ハ前條第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ乳製品ノ原料ト爲スコトヲ得ズ
第九條 牛乳營業者ハ左ノ乳製品ヲ販賣シ又ハ販

賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

一 腐敗シタルモノ

二 他物ノ混合シタルモノ

三 第六條ノ容器ヲ用キタルモノ

四 第七條第一號乃至第四號ノ牛乳ヲ原料ト爲シタルモノ

五 第三條ノ規定ニ適合セザル煉乳又ハ脱脂煉乳

第十條 牛乳營業者ハ牛乳ヲ配布スル容器ニ全乳又ハ脱脂乳タルコトヲ明記シ煉乳ノ容器ニハ煉乳脱脂煉乳ノ容器ニハ脱脂煉乳タルコトヲ明記スヘシ

牛乳營業者ハ全乳ト記シタル容器ニ脱脂乳、煉乳ト記シタル容器ニ脱脂煉乳ヲ容ル、コトヲ得ス

第十一條 牛乳營業者ハ牛乳又ハ乳製品ノ容器、量器及牛乳又ハ乳製品ヲ取扱フ場所ヲ常ニ清潔ニナスベシ

第十二條 牛乳營業者ハ結核病、癩病、微毒及ヒ傳染病ニ罹レル者ヲシテ牛乳、乳製品若ハ其ノ

容器、量器ノ取扱ヒヲ爲サシメ又ハ其ノ取扱ヲ爲ス場所ニ立入ラシムルコトヲ得ス牛乳營業者

ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス

第十三條 牛乳營業者ハ傳染性ノ疾病ニ罹レル牛ノ隔離ヲ行フヘシ

第十四條 地方長官ハ當該官吏又ハ衛生技術員ヲシテ牛乳營業者ノ牛ヲ診檢セシメ一定ノ疾病ニ罹レル牛ニハ其角ニ番號若クハ符號ヲ烙記セシメ又ハ其耳朶ニ番號若ハ符號ヲ記セル耳環ヲ付セシムルコトヲ得

前項ノ番號符號又ハ耳環ハ官吏ノ許可ヲ受クルニ非サレバ之ヲ消除シ又ハ除去スルコトヲ得ス

第十五條 地方長官ハ第五條ノ第六條ノ容器ヲ用キタル牛乳、乳製品、第七條各號ノ牛乳、第九條各號ノ乳製品ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十六條 地方長官ハ本則ノ施行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十七條 第十四條第二項ニ違背シタル者ハ百圓

以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十八條 左ニ掲タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 認可ヲ受ケスシテ第四條ノ營業ヲ爲シタル者

二 第五條乃至第九條ニ違背シタル者

第十九條 第十條乃至第十三條ニ違背シタル者ハ

五拾圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條 牛乳營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ

法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

牛乳營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スベキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以

テ被告人トス

第二十一條 本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 乳牛ノ牛舎及牛乳搾取若ハ乳製品製造ニ用ユル場所ノ構造設備及管理方法ハ地方長官之ヲ定ム

第二十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

牛乳營業取締規則施行細則

(明治三十三年六月三十一日)

第一條 牛乳營業ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ左記該當ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ常廳ニ願出スヘシ

一 營業者ノ本籍住所氏名年齢

二 牛乳搾取場乳製品製造場ヲ設置スヘキ町村字地番

三 牛乳搾取場製品製造場ノ敷地坪數圖面並構造方法書

四 乳製品ノ種類及製煉法

五 容器量器ノ品質

六 畜牛ノ頭數

七 工事落成期日

牛乳又ハ乳製品ノ請賣ヲ爲サムトスル者ハ牛乳搾取販賣營業者若ハ乳製品製造營業者ノ住所氏名ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二條 牛乳搾取場乳製品製造場ハ可成人家隔絶ノ場所ヲ選ミ左ノ構造設備ヲ爲スヘシ

牛乳搾取場

一 搾取場ノ周圍ニハ適當ノ圍ヲ爲シ畜牛運動場

ハ周圍ニ堅固ナル柵ヲ設クルコト

二 牛舎ノ地盤ハ隣地境界ヲ距ル五間以上ニシテ

舍外地ヨリ五寸以上高クスルコト

三 牛舎ハ桁下八尺以上奥行十七尺以上ニシテ空

氣抜ヲ設ケ内部ノ側壁ニハ六尺以上ノ腰板ヲ

張り換氣導光ニ適當ナル窓ヲ設クルコト

四 牛房ハ畜牛一頭ニ付巾四尺五寸以上奥行八尺

以上ニ區畫シ厚板ヲ以テ地盤ヲ覆ヒ且適當ノ

勾配ヲ付スルコト但シ産室ニ充ツルモノハ漆

喰蔽ヲ以テ厚板ニ代フルコトヲ得

五 牛房ノ前方ハ五尺以上後方ハ四尺以上ノ空地

ヲ存スルコト但シ對向シテ之ヲ設クル場合ハ

其ノ部分ニ限り更ニ三尺以上ノ空地ヲ存スル

コト

六 運動場ハ畜牛一頭ニ付五歩以上ノ割合ニ設ク

ルコト

七 尿溜ハ牛舎外ニ地盤ヨリ高三寸以上ヲ保タシ

メ内外ニ釉藥ヲ設ケタル陶器又ハ不透透質ノ

材料ヲ以テ牛房ヨリ通スル溝樋ヲ設ケ密閉シ

得ヘキ蓋ヲ付シ雨水ノ流入ヲ防ク装置ヲ爲ス

コト

八 糞及不潔物溜ハ不透透質ノ材料ヲ以テ地盤ヲ

築造シ高六尺以上ノ圍ヲ爲シ牛舎外ニ設ケ適

宜ノ雨除ヲ爲スコト

九 飼料置場及飼料調理所ノ牛房ト區畫シ地盤側

壁等ハ洗滌ニ便ナル様構造スルコト

乳製品製造場

一場面ハ厚板又ハ石煉瓦漆喰等ヲ以テ築造シ

勾配ヲ付シ汚水ノ排除ニ便ナラシムルコト

二 内壁ハ場面ヨリ六尺以上板張ト爲スコト

三 換氣道光ハ充分ナラシメ且貯藏ニ適當ナル裝

置ヲ爲スコト

第三條 牛乳搾取場又ハ乳製品製造場ヲ改築變更

セムトスルトキ及第一條第四號第五號ヲ變更セ

ムトスルトキハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出

更ニ認可ヲ受クヘシ

第四條 第二條第三條ノ工事落成シタルトキハ所

轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ検査ヲ受ケス

シテ使用スルコトヲ得ス

第五條 全乳ノ脂肪量ハ百分中三、〇分以上トス

第六條 畜牛ヲ飼養セムトスルトキハ其ノ種類符

號年齢毛色特徴買入先等ヲ記シ所轄警察官署ニ

届出検査ヲ受クヘシ續牛出產後十八箇月ニ滿チ

タルトキハ前項ニ依リ五日以内ニ届出検査ヲ受

クヘシ

第七條 乳牛分娩シ若ハ乳牛種牛ヲ減シ又ハ種牛

ヲ増減シ其他畜牛ニ異動ヲ生シタルトキハ五日

以内ニ其種類符號年齢毛色特徴増減異動ノ事由

ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第八條 畜牛ハ日々清潔ニ梳拭シ飼料及飲料水ハ

良好ノモノヲ選ミ且適當ノ運動ヲ爲サシムヘシ

第九條 畜牛疾病ニ罹リ若ハ其ノ疑アルトキハ乳

汁ノ搾取ヲ止メ速ニ獸醫ノ診斷ヲ受ケ診斷書ヲ

添へ所轄警察官署ニ届出ヘシ斃死又ハ全治シタ

ルトキ亦同シ但シ狂犬ノ爲咬傷ヲ受ケタルモノ

ハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ

第十條 傳染性ニ非サル病牛ヲ他ニ預ケ又ハ賣却

讓與セムトスルトキハ受主ト連書シ之カ處置ノ

方法ヲ詳記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十一條 傳染性病牛ヲ隔離シタルトキハ同時ニ

所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ隔離ヲ解カムトス

ルトキ亦同シ

第十二條 分娩ノ後若クハ隔離ヲ解キタル後又ハ

一時搾取ヲ停止シタル後其ノ牛ヨリ始メテ乳汁

ヲ搾取シ販賣又ハ乳製品製造用ニ供セムトスル

トキハ乳牛ノ符合、分娩、全治若ハ隔離ヲ解キ

タル日時ヲ記シ所轄警察官署ニ届出牛體及乳汁

ノ検査ヲ受クヘシ

乳牛ヲ買入讓受若ハ預ケ戻ヲ爲シ始メテ乳汁ヲ

搾取シ販賣又ハ乳製品製造用ニ供セムトスルト

キ亦同シ

第十三條 檢診上必要ト認ムルトキハ牛體ニ「ツベルクリン」ノ注射ヲ行フコトアルヘシ

第十四條 牛乳搾取者ハ衣服ヲ清潔ニ爲シ手腕及牛ノ乳房、乳頭、牛房ノ床板尿樋等十分ノ洗滌洒掃ヲ行フタル上ニ非サレハ牛乳ヲ搾取スヘカラス

第十五條 牛乳及乳製品ノ容器量器覆椗等ハ使用ノ後直ニ曹達溶液ニテ洗滌シ更ニ清潔ナル熱湯ヲ以テ洗滌スヘシ

第十六條 牛乳ヲ他ノ容器ニ分ツトキハ克ク攪拌スヘシ

第十七條 牛乳營業者ハ牧夫搾取人配達人又ハ乳製品製造人タラムトスル者ノ住所氏名年齢ヲ記シ醫師ノ健康證明書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出各別ニ鑑札ヲ受クヘシ牛乳營業者自ラ牧夫搾取人配達人又ハ乳製品製造人タラムトスルトキ亦同シ

第十八條 前條ノ牧夫搾取人配達人又ハ乳製品製造人ニシテ牛乳營業取締規則第十二條ノ疾病ニ

留又ハ拾圖以下ノ科料ニ處ス

附 則

第二十四條 本則發布以前許可ヲ受ケタル牛乳營業者ハ引續營業ヲ爲スコトヲ得ト雖其ノ牛乳搾取場及乳製品製造場ニシテ本則ノ規定ニ抵触スルモノハ明治三十四年七月三十一日マテニ改築又ハ修繕スヘシ

第二十五條 本則發布以前鑑札ヲ受有セル牛乳配達人ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ醫師ノ健康證明書ヲ添ヘ牛乳營業者ヨリ所轄警察官署ニ届出ヘシ届出ナキモノハ無効トス

牛乳ノ比重及脂肪量ノ檢定方法

(明治三十三年五月 内務省令第二十號)

牛乳營業取締規則第二條牛乳ノ比重及脂肪量ノ檢定方法左ノ通定ム

一 比重
攝氏十五度ニ於テクウエンヌ、ミユルレル氏ノ乳稠計ヲ用ヒ計則ヌ若シ他ノ温度ニ於ケルトキハ矯正表ニ依リ攝氏十五度ニ於ケル比重ニ換算

羅リタルトキハ全治ニ至ルマテ鑑札ヲ所轄警察官署ニ假納スヘシ

第十九條 牛乳營業者ハ毎月五日限前月中ノ牛乳搾取販賣高及乳製品ノ製造販賣高ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十條 牛乳營業者轉居改氏名廢業死亡シタルトキハ十日以内ニ牛乳搾取販賣又ハ乳製品製造營業者ハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ請賣營業者ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ死亡ニ係ルトキハ相續人又ハ最近親屬ヨリ届出ヘシ

第二十一條 牛乳營業者ハ牧夫搾取人配達人又ハ乳製品製造人ニ異動ヲ生シ又ハ廢業死亡シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第二十二條 營業上ニ關シテハ家族雇人ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス
第二十三條 本則第一條第二項第三條第四條第六條第七條第八條第九條第十條第十一條第十二條第十四條第十五條第十七條第十八條第十九條第二十條第二十一條ニ違背シタル者及督促ヲ受ケテ第十六條ノ事項ヲ行ハサル者ハ十日以下ノ拘

一 脂肪

硫酸(攝氏十五度ニ於テ比重一、八二〇乃至一、八二五ニシテ九十乃至九十一プロセントノモノ)十立方「センチメートル」ヲ「ビベット」ヲ用キテ「ゲルベル氏」ブチロメートルニ注入シ次ニ注意シテ純「アミールアルコホル」(攝氏十五度ニ於テ比重約〇、八一五ニシテ沸騰點百二十八乃至百三十度ノモノ)一立方「センチメートル」ヲ層積シ(前兩試藥ハ測取前ニ約十五度トナスベシ)然ル後攝氏十五度ノ牛乳十一立方「センチメートル」ヲ「ビベット」ヲ用井テ「ブチロメートル」ノ腹部ニ接シ徐々ニ流下セシメテ「アルコホル」上ニ層積シ龜裂ナキ乾燥ゴム栓ヲ以テ善ク栓塞シ指ヲ以テ栓ヲ壓シツ、急ニ振盪シ牛乳ノ溶解シタル後更ニ數回彼方此方ニ動カシ十五分時間六十乃至七十度ノ温湯中ニ挿入シ次ニ二分時間遠心力器(一分時間廻轉數七百回以上ノモノ)ニ掛ケ更ニ六十乃至七十度ノ温湯中ニ數分間挿入シ茲ニ析出セル脂肪層ノ度數ヲ

讀取スヘシ然シテ其ノ度數ニ十分ノ一ヲ乘スル時ハ直チニ牛乳百分中ノ脂肪量ヲ得ヘシ

牛乳營業取締規則第五條牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥處方ニ關スル件

(明治三十七年十月 內務省令第四十六號)

明治三十三年四月內務省令第十五號牛乳營業取締規則第五條第二號牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥處方ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 牛乳中ニ移行スヘキ毒藥劇藥品目左ノ如シ

- 石炭酸
- 砒素及其ノ化合物
- 越攝利涅
- アルカロイド及其塩類
- 別刺敦那草
- 沃度加留謨
- 鉛塩類
- 番木鱧子
- 以上ノ藥品ヲ含有スル諸製劑
- 安知母紐謨塩類
- 銅塩類
- 斯篤利幾尼涅其ノ他
- 菲沃斯草
- 水銀塩類
- 阿片
- 藜蘆根
- 亞鉛塩類

ニ處ス

附 則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際第一條ノ營業者カ所持スル人造「バター」ハ之ヲ本令施行ノ日ニ製造、輸入、移入又ハ取得シタルモノト看做ス

清涼飲料水營業取締規則

(明治三十三年六月 內務省令第三十號)

第一條 本則ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル「ラムネ」「リモナーデ」「果實水、薄荷水及桂皮水ノ類ヲ含ム」曹達水及其ノ他炭酸含有ノ飲料水ヲ謂フ

清涼飲料水營業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ製造(清涼飲料水ニ供ズル礦泉水ノ採取ヲ含ム以下條之)販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 清涼飲料水製造ノ營業ヲ爲サントスル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲシテ製造場ノ構造設備及用水ヲ検査セシムヘシ

二三四

第二條 獸醫前條ノ毒藥劇藥ヲ處方シタルトキハ其ノ旨ヲ牛乳營業者ニ告知スヘシ

第三條 獸醫前條ニ違背シタル者ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

人造バター表示ニ關スル件

(大正三年五月 農商務省第十二號 改正)

第一條 人造「バター」ノ製造營業者ハ製造後遲滯ナク其ノ容器又ハ包裝ニ「人造バター」ナル文字ヲ明瞭ニ表示スヘシ但シ輸出スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

「人造バター」ノ輸入、移入又ハ販賣ノ營業者カ前項ノ表示ナキモノ又ハ其ノ表示ノ明瞭ナラサルモノヲ取得シタルトキ亦同シ

第二條 前條ノ營業者ハ其ノ所持スル「人造バター」ニ爲シタル前條ノ表示カ消滅シタルトキ明瞭ナラサルニ至リタルトキ又ハ其ノ表示アル容器若ハ包裝ヲ變更シタルトキハ更ニ前條ノ表示ヲ爲スヘシ

第三條 前二條ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金

第三條 清涼飲料水營業者ハ飲料水ニ接觸スル部分ヲ銅鉛又ハ其ノ合金ニテ製シタル調製器、容器又ハ量器ヲ使用スルコトヲ得ス但シ鍍錫其ノ他衛生上有害ノ虞ナキ方法ヲ施シタルモノハ此限リニ在ラス

第四條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ製造又ハ貯藏ニテール色素、サツカリン、有害性芳香質又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ス

「テール」色素ハ前項以外ノモノト雖モ製造地地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 清涼飲料水營業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

- 一 濁濁又ハ變敗シタルモノ
- 二 沈澱物又ハ固形ノ夾雜物アルモノ
- 三 塩酸、硝酸及硫酸其ノ他遊離鹽酸ヲ含有スルモノ
- 四 砒素、安知母紐謨、鉛、亞鉛、銅、錫ヲ含有スルモノ

五有害性其他製造地又ハ輸入地地方長官ノ許可

ヲ受ケサルテール色素ヲ含有スルモノ

六薩葛林其他人工甘味質ヲ含有スルモノ

七有害性芳香質ヲ含有スルモノ

八防腐劑ヲ含有スルモノ

第六條 清涼飲料水製造者ハ其氏名社名營業所ノ

所在並製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼

飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ地方長

官ニ於テ許可シタルモノニ就テハ此ノ限リニア

ラス

「テール」色素ヲ含有スル清涼飲料水ニハ製造者

又ハ輸入者ハ其容器ニ人工著色ノ文字ヲ明記ス

ヘシ

第七條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ノ調製器

容器及製造場其ノ他清涼飲料水ヲ取扱フ場所ヲ

常ニ清潔ニ爲スヘシ

第八條 清涼飲料水營業者ハ結核、癩病、微毒及

傳染病ニ罹レル者ヲシテ清涼飲料水ノ調製若ハ

小分ヲ爲サシメ又ハ其場所ニ立入ラシムルコト

ヲ得ス

清涼飲料水營業者ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ

亦之ニ準ス

第九條 地方長官ハ第三條ノ器具第五條ノ清涼飲

料水ニ關シテハ明治三十三年(二月)法律第十五

號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテハ明治三

十三年(二月)法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フ

コトヲ得

第十一條 清涼飲料水營業者虛偽ノ記載ヲ爲シタ

ル封緘票紙ヲ貼用シ若ハ貼用セシメタル者又ハ

封緘票紙ニ虛偽ノ改竄ヲ爲シ若ハ爲サシメタル

者ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十二條 左ニ掲ケル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ

處ス

一 認可ヲ受ケスシテ第二條ノ營業ヲ爲シタル者

二 第三條乃至第五條ニ違背シタル者

第十三條 第六條乃至第八條ニ違背シタル者ハ拾

圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 清涼飲料水營業者カ未成年者又ハ禁治

第十七條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警

視總監之ヲ行フ

清涼飲料水營業取締規則有害性

著色料取締規則飲食物及布片中

砒素及錫ノ試驗方法 (明治三十四年十月

一 飲食物中砒素及錫ノ定性分析法

甲 固體

著色部分二十「グラム」ヲ取り試驗ニ供スヘシ若

シ其ノ量ヲ得難キトキハ少量ヲ使用スルコトヲ

得

檢體ヲ細割若ハ粉碎シ瓷皿ニ容レ之ニ純鹽酸

(比重一、一〇乃至一、一二)ヲ三倍容量ノ蒸餾水

ヲ以テ稀釋シタルモノ百立方「センチメートル」

ヲ注加シ次ニ格魯兒酸加留膜約〇、五「グラム」

ヲ投加シ重湯煎上ニ致シ其ノ内容ノ溫度重湯煎

ノ溫度ニ達スルヲ窺ヒ五分時間毎ニ格魯兒酸加

留膜〇、一乃至〇、二「グラム」ヲ投加シ蒸發スル

水分ハ斷ヘス之ヲ補ヒ其ノ内容鮮黃色ニシテ且

均同種薄トナルニ至ラハ尙約〇、五「グラム」ノ

產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則

ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ

成年人者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ

此限ニアラス

清涼飲料水營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、

同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ

關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テ

サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ

業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則

ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以

テ被告人トス

附 則

第十五條 本則ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ

施行ス但シ「ラムネ」ニ關シテハ明治三十三年七

月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 地方長官ハ清涼飲料水ノ製造場ノ構造

設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコ

トヲ得

格魯兒加留謨ヲ投加シ加温シ格魯兒臭ノ消失スルニ至リ冷却シ濾過シ濾紙上ノ残渣ハ温湯ヲ以テ能ク洗滌シ濾液及洗滌液ヲ最初用弁タル純鹽酸量ノ少クモ六倍トナシ之ヲ攝氏六十度乃至八十度ニ温メツ、三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シ飽和セシメ然ル後濾紙ヲ以テ覆ヒ少クモ十二時間温處ニ放置シ茲ニ沈澱ヲ生セハ濾過シ硫化水素含有ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ尙濕潤ナルニ乘シ黄色硫化安母紐謨(黄色硫化安母紐謨四立方「センチメートル」比重〇、九六ノ安母尼亞水二立方「センチメートル」及水十五立方「センチメートル」ヨリ成レル混和液)ヲ以テ溶解セシメ残渣ハ硫化安母紐謨含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾液及洗滌液ハ微温ニテ蒸發乾燥シ之ニ約三立方「センチメートル」ノ發煙硝酸ヲ加ヘ微温ニテ蒸發シ黄色ノ残渣ヲ得ルニ至リ(残渣尙暗色ナレハ發煙硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反覆スヘシ)其ノ残渣ノ濕潤ナルニ乘シ之ニ少量ノ炭酸那篤留謨末ヲ加ヘテ亞爾加里性トナシ之ニ三分炭酸那篤留謨及一分ノ硝酸那篤留謨ヨリ成レ

ル混和物ニ「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水ヲ混シ均同泥狀トナシ乾燥シ注意シテ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊無色ナラサルトキハ尙少量ノ硝酸那篤留謨ヲ加フヘシ)熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ始メハ冷水次ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ以テ洗滌スヘシ錫アレハ濾紙上ノ残渣中ニ存在シ砒素アレハ残渣中ニ存在ス
濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方「センチメートル」トナシタル後稀硝酸ヲ滴加シテ酸性トナシ(茲ニ水酸化錫ヨリ成レル沈澱ヲ生セハ前ノ如ク濾過洗滌スヘシ)温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ(必要アレハ濾過スヘシ)然ル後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ(必要アレハ濾過スヘシ)次ニ少量ノ酒精及麻痺混失亞合劑ヲ加フヘシ砒素存在スレハ直ニ(若ハ冷所ニ放置シタル後)白色結晶性ノ沈澱ヲ析出ス此ノ沈澱ヲ濾過シ安母尼亞水一分水二分及酒精一分ヨリ成レル混和液少量ヲ以テ洗滌シタル後成ル可ク少量ノ稀硝酸ニ溶解シ其溶液ヲ蒸發シ少量トナシ其ノ一滴ヲ小瓷皿ニ

取リ硝酸銀溶液一滴ヲ加ヘ瓷皿ノ邊緣ヨリ安母尼亞水(比重〇、九六)一滴ヲ注意シテ添加スヘシ然ルトキハ其ノ接界ニ赤褐色ノ帶ヲ生スル前上炭酸那篤留謨ト硝酸那篤留謨トノ熔塊ノ水ニ溶解セサル残渣ハ濾紙ト共ニ乾燥シ磁製坩堝内ニ於テ灰化シ之ニ少量ノ藏化加留謨ヲ加ヘ熱シテ熔融シ且紅燻シ始ムルニ至ラシムヘシ冷後坩堝ノ内容ニ水ヲ加ヘテ軟化シ水ヲ用キテ瓷皿内ニ移スヘシ錫存在スレハ金屬トナリ沈着スルヲ以テ能ク洗滌シ乾燥シタル後之ニ少量ノ鹽酸ヲ加ヘテ温メ其ノ溶液ニ就キテ昇汞又ハ格魯兒金若クハ硫化水素ヲ以テ錫ヲ検査スヘシ

乙 液體

液中ニ含有スル固形物質量約二十「グラム」ニ應スル量ヲ取リ試驗ニ供スヘシ
稀薄ノ液體ニハ酸性ナラサルモノハ直チニ蒸發酸性ノモノハシ蒸餾シテ少量トナシ其ノ残渣ハ固體ノ試驗ニ於ケル如ク格魯兒加留謨及鹽酸ヲ以テ處置スヘシ其ノ濾液ハ鹽酸ニテ酸性トナシ純硫化水素瓦斯ヲ通シ若シ沈澱ヲ生セハ前

ノ残渣ヨリ得ヘキ硫化水素沈澱ト合スヘシ

二 布片中砒素ノ定量分析法

檢體三十「グラム」ヲ取リ其ノ面積ヲ計測シタル後之ヲ細裁シ内容約四百立方「センチメートル」ノ有口「レトルト」ニ投加シ之ニ純鹽酸(比重一、一八乃至一、一九)百立方「センチメートル」ヲ注加シ其ノ「レトルト」ノ斜メニ上向セル頸部ト鈍角ヲナシテ冷却器ヲ結合シ受器ハ内容約五百立方「センチメートル」ノモノヲ撰ミ之ニ蒸餾水二百立方「センチメートル」ヲ充タシ此ノ受器ヲ冷却シ氣密ニ冷却器ト連結スヘシ斯クシテ鹽酸注加後約一時間ヲ經過セハ之ニ砒素ヲ含有セサル亞格魯兒鐵冷飽和溶液五立方「センチメートル」ヲ注加シ蒸餾スヘシ「レトルト」内ノ液體殆トト抽出シ終ルニ及ンテ之ヲ冷却セシメ更ニ五十立方「センチメートル」ノ純鹽酸ヲ加ヘ再ヒ蒸餾スルコト前ノ如シ茲ニ得タル濾液ハ通常褐色ヲ呈ス此ノ液ニ水ヲ加ヘテ六百乃至七百立方「センチメートル」トナシ攝氏六十度乃至八十度ニ温メツ、三時間徐々ニ純硫化水素瓦斯ヲ通シテ飽

和セシメ濾紙ヲ以テ覆ヒ少クモ十二時間温處ニ
放置シ茲ニ生シタル沈澱ヲ濾過シ硫化水素含有
ノ水ヲ以テ能ク洗滌シ其ノ沈澱尙濕潤ナルニ乘
シ黄色硫化安母紐膜(黄色硫化安母紐膜四立方
「センチメートル」比重〇、九六ノ安母尼亞水二
立方「センチメートル」及水十五立方「センチメ
ートル」ヨリ成レル混和液)ヲ以テ溶解セシメ殘
渣ハ硫化安母紐膜含有ノ水ヲ以テ洗滌シ其ノ濾
液及洗滌液ハ磁製坩堝ニ容レ微温ニテ蒸發乾燥
シ之ニ約三立方「センチメートル」ノ發煙硝酸ヲ
加ヘ時計硝子ヲ以テ覆ヒ微温ニテ蒸發シ(殘渣
尙暗色ナレハ發煙硝酸ヲ加ヘテ温ムルノ法ヲ反
復スヘシ)其ノ殘渣尙濕潤ナルニ乘シ之ニ少量
ノ炭酸那篤留膜末ヲ加ヘテ亞爾加里性トナシ之
ニ三分ノ炭酸那篤留膜及一分ノ硝酸那篤留膜ヨ
リ成レル混和物ニ「グラム」ヲ加ヘ更ニ少量ノ水
ヲ混シ均同泥狀トナシ重湯煎上ニ於テ乾燥シ注
意シテ熱シ熔融セシメ無色トナルニ至リ(熔塊
無色ナラサルトキハ尙少量ノ硝酸那篤留膜ヲ加
フヘシ)熔塊ハ冷後温湯ヲ以テ溶解シ濾過シ初

メ冷水次ニ水及酒精各等分ヨリ成レル混和液ヲ
以テ洗滌シ濾液及洗滌液ハ蒸發シテ約十五立方
「センチメートル」トナシタル後稀硝酸ヲ滴加シ
酸性トナシ(茲ニ沈澱ヲ生セハ濾過洗滌スヘシ)
温メテ炭酸及亞硝酸ヲ去リ(必要アレハ濾過ス
ヘシ)然ル後過量ノ安母尼亞水ヲ加ヘ(必要アレ
ハ濾過スヘシ)次ニ少量ノ酒精及麻偏涅失亞合
劑ヲ加ヘ砒酸安母紐膜麻偏涅失亞トナシ常法ニ
從ヒ定量シ布片百平方「センチメートル」ニ付砒
素ノ含有量ヲ算出スヘシ

清涼飲料水營業取締規則施行 細則

(明治三十三年八月
三重縣令第四九號)

第一條 清涼飲料水製造營業ノ認可ヲ受ケムトス
ル者ハ左ノ事項ヲ具シ用水五合以上ヲ添ヘ所轄
警察官署ヲ經テ當廳ニ願出ヘシ其ノ事項ヲ變更
セムトスルトキ亦同シ但シ本條第一號ノ變更ニ
關スルノ外ハ用水ノ添付ヲ要セス
一用水汲取場

二製造場ノ位置、構造仕様書(源泉ニ關スルモノハ其
地試驗
成績書)
ノ湧出地及近傍見取圖

三調製器、容器及量器ノ種類品質

四製造方法及配合分量

第二條 清涼飲料水著色ノタメ「テール」色素ヲ使
用セムトスルトキ又ハ「テール」色素ヲ以テ著色
シタル清涼飲料水ヲ輸入販賣セムトスルトキハ
其色素ノ種類ヲ詳記シ試驗用現品ヲ添ヘ所轄警
察官署ヲ經テ許可ヲ申請スヘシ

第三條 清涼飲料水製造場ハ石、煉瓦、コンクリー
ト又ハ漆喰ノ類ヲ以テ地盤ヲ築造シ適當ノ排
水溝ヲ設ケ且空氣ノ流通ニ便ナル裝置ヲ爲スヘ
シ

第四條 清涼飲料水製造場ノ工事落成シタルトキ
ハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クヘシ検査ヲ受
ケスシテ使用スルコトヲ得ス

第五條 清涼飲料水製造營業者廢業、死亡、轉居、
改氏名ヲ爲シタルトキハ十日以内ニ所轄警察官
署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ但シ死亡ニ係ルトキハ
相續人又ハ最近親族ニ於テ本條ノ手續ヲナスヘ
シ

第六條 ラムネ其ノ他炭酸含有ノ清涼飲料水製造

ニ要スル炭酸瓦斯ハ適當ナル方法ニ依リ二回以
上洗滌スヘシ

第七條 清涼飲料水營業取締規則第六條ノ封緘ヲ
施サスシテ販賣セムトスル者ハ其ノ容器ノ種類
又ハ製造販賣ノ方法ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ
許可ヲ申請スヘシ

前項容器ノ種類ニ依リ許可ヲ受ケタル清涼飲料
水ニ在テハ其容器ニ製造者ノ氏名社名營業所ノ
所在地並ニ前項許可書寫ヲ掲ケタル票紙ヲ附ス
ヘシ

第八條 本則第四條、第五條、第六條、第七條第
二項ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ拾圓
以下ノ科料ニ處ス

附則

第九條 本則第五條ノ制限ハ當分ノ内ラムネ以外
ノ清涼飲料水製造場ニ對シテ之ヲ適用セス

第十條 從來營業ノ許可ヲ得タル嗜好飲料ニシテ
清涼飲料水營業取締規則ニ抵觸セサルモノハ引
續キ營業スルコトヲ得

前項ニ依リ營業セムトスル者ハ明治三十三年九

月五日(ラムネ營業者ハ同)迄ニ所轄警察官署ヲ經テ
當廳ヘ届出ヘシ

第十一條 前條營業者ノ内ラムネ製造場ノ構造設
備ニシテ本則第五條第六條ニ抵觸スルモノハ明
治三十四年五月三十一日迄ニ改修又ハ設備スヘ
シ

冰雪營業取締規則

(明治三十三年七月
內務省令第三十七號)

第一條 本則ニ於テ冰雪ト稱スルハ販賣ノ用ニ供
スル氷及雪ヲ謂フ

冰雪營業者ト稱スルハ冰雪ヲ採收製造シテ販賣
シ又ハ其ノ卸賣若ハ請賣ヲ爲ス者ヲ謂フ

第二條 冰雪ヲ採收製造シテ販賣セントスル者ハ
地方長官其ノ卸賣ヲ爲サントスル者ハ警察官署
ノ認可ヲ受クヘシ

地方長官本條ノ認可ヲ爲ストキハ衛生技術員ヲ
シテ採收、製造又ハ貯藏ノ場所ノ構造、設備並
ニ材料ノ検査ヲ爲サシムヘシ

第三條 冰雪ノ融解水ハ無色透明ニシテ臭味ナク
又ハ夾雜物アルモ僅微ヲ過クベカラス

第八條 第二條第一項及第四條ニ違背シタル者ハ
貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 第五條ニ違背シタル者ハ拾圓以下ノ罰金
ニ處ス

第十條 冰雪營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナ
ルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ
法定代理人ニ適用ス但シ本營業ニ關シ成年者ト
同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ
在ラス

冰雪營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、
雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則
ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故
ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人
ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本
則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以
テ被告人トス

附則

第十一條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ

冰雪融解水ノ百萬分中格魯兒量ハ二分硝酸量ハ
一分安母尼亞量ハ〇、〇五分過滿俺酸加留謨消
費量ハ三分亞硝酸ハ痕跡ヲ過クヘカラス

第四條 冰雪營業者ハ第三條ノ規定ニ適合スル氷
雪ニ非サレハ飲食用ノ目的ヲ以テ販賣シ又ハ貯
藏スルコトヲ得ス

第五條 飲食用ノ冰雪ヲ請賣スル營業者ハ飲食用
ノ目的ヲ以テスルト否トニ拘ハラス第三條ノ規
定ニ適合セサル冰雪ヲ販賣シ又ハ貯藏スルコト
ヲ得ス

第六條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ第三條ノ規
定ニ適合セサル冰雪ニ關シテ明治三十三年二月
法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本
則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

一 冰雪營業者飲食用ノ目的ヲ以テ販賣ニ供シ又
ハ貯藏スルトキ

二 第五條ノ營業者販賣ニ供シ又ハ貯藏スルトキ
第七條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテハ明治三
十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコ
トヲ得

施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月一日
ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 地方長官ハ冰雪ノ採收、製造又ハ貯藏
ノ場所ノ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル
規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警
視總監之ヲ行フ

冰雪營業取締規則施行細則

(明治三十三年七月
三重縣令第四十五號)

第一條 冰雪ヲ採收製造シテ販賣セムトスル者ハ
左記各號ノ事項ヲ具シ其ノ原水五合以上ヲ添ヘ
所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出テ認可ヲ受クヘ
シ

一 採收場又ハ製造場ノ位置、圖面、構造方法
二 採收又ハ製造ノ方法

三 原水ノ種類(河水、泉水、井水等ノ別)及製造用材料
四 貯藏場ノ位置、圖面、構造及貯藏ノ方法冰雪卸
賣ヲ爲サムトスル者ハ前項第四號ノ事項ヲ具
シ所轄警察官署ニ願出テ認可ヲ受クヘシ

第二條 採收場製造場又ハ貯藏場ノ位置構造設備

ハ左記各號ニ依ルヘシ

- 一 採收場ハ人家道路ニ接セス墓地又ハ斃牛馬捨場等不潔ト認ムル地ヨリ百二十間以上ヲ距ル場所ニシテ汚水其ノ他不潔物ノ混入ヲ防キ及之ヲ排除スルニ適當ナル構造設備ヲ爲スコト
- 二 製造場ハ衛生上無害ノ地ニ設ケ地盤ハ石、煉瓦其ノ他不滲透質ノ材料ヲ以テ適當ナル排水溝ヲ設ケ濾水器ヲ備フルコト
- 三 貯藏場ハ地盤ニ小石ヲ敷キ其ノ側圍及上部ハ板張トナシ汚物ノ浸潤ヲ拒クヘキコト

第三條 採收場、製造場又ハ貯藏場ヲ改築變更シ

又ハ第一條第一項第二號乃至第四號ヲ増減變更セムトスルトキハ採收製造販賣者ニ在リテハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ即賣者ニ在リテハ所轄警察官署ニ願出テ更ニ認可ヲ受クヘシ

第四條 第二條第三條ノ工事落成シタルトキハ採

收製造販賣者ニ在リテハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ即賣者ニ在リテハ所轄警察官署ニ届出テ検査ヲ受クヘシ検査ヲ受ケスシテ使用スルコトヲ

得ス

第五條 氷雪ヲ貯藏シタルトキハ其ノ種類數量及

採收製造販賣者ノ住所氏名ヲ記シ三日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ツヘシ但シ他府縣ヨリ輸入ノ氷雪ニ係ルトキハ當該官廳ノ營業認可書寫ヲ添付スヘシ

第六條 氷雪營業取締規則第三條ノ規定ニ適合セ

サル氷雪ハ飲食用ノ目的ヲ以テ販賣スヘキ氷雪ト同一ノ貯藏場ニ貯藏スルコトヲ得ス
飲食用以外ノ目的ニ供スヘキ氷雪ノ貯藏場ニハ其ノ入口ニ「雜用水(雪)」ト記シタル標札ヲ掲クヘシ

第七條 採收場、製造場、貯藏場ヲ使用セントス

ルトキハ克ク其ノ場所ヲ浚渫掃除シ汚水其ノ他不潔物ヲ存スヘカラス採收製造又ハ販賣用ニ供スル器具器械及販賣所ハ常ニ清潔ニ爲スヘシ
第八條 (明治四十年十二月縣令第五十八號削除)
第九條 (同上)

第十條 採收製造販賣又ハ卸賣者轉居、改氏名、

廢業、死亡シタルトキハ十日以内ニ採收製造販

設備スヘシ

人工甘味質取締規則 (明治三十四年十月)

(內務省令第三十一號)

第一條 人工甘味質トハ「サツカリン」(甘精)其ノ他之ニ類スル化學的製品ニシテ含水炭素ニ非サルモノヲ謂フ

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質

ヲ加味スルコトヲ得ス
人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス
本條ノ規定ハ第三條第一項第二項ノ場合ニ於テ之ヲ適用セス

第三條 地方長官ハ治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食

物ノ調味ニ人工甘味質ノ使用ヲ許可スルコトヲ得
前項ノ飲食物ハ醫師ノ證明アル者ニ限り之ヲ販賣授與スルコトヲ得

本條第一項ノ許可ヲ受ケタル者其ノ飲食物ヲ他人ニ代理販賣又ハ請賣セシムルトキハ其ノ氏名

賣者ニ在リテハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ卸賣

者ニ在リテハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ死亡ニ係ルトキハ相續人又ハ最近ノ親族ヨリ届出ツヘシ

第十一條 營業上ニ關シテハ家族又ハ雇人ノ所爲

ト雖營業者ノ責ニ任ス

第十二條 本則第三條第四條第五條第六條第七條

第十條ニ違背シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ拾圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十三條 本則施行以前營業ノ許可ヲ得タル氷ニ

シテ氷雪營業取締規則ニ抵觸セサルモノハ其ノ許可有効ノ期間引續營業スルコトヲ得

前項ニ依リ營業セムトスル者ハ明治三十三年八月三十一日マテニ販賣者及卸賣者ハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ請賣者ハ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十四條 前條營業者ノ採收場製造場又ハ貯藏場

ノ構造設備ニシテ本則第二條ノ規定ニ適合セサルモノハ明治三十三年九月三十日迄ニ改修又ハ

及營業所ヲ地方長官ニ届出ヘシ

本條第一項ノ許可ハ地方長官ニ於テ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

第四條 前條ノ飲食物ヲ販賣授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用キ其ノ容器又ハ被包ニハ「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スヘシ

第五條 地方長官ハ第三條第一項ノ許可ヲ受ケスシテ人工甘味質ヲ加味シタル飲食物ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第七條 第二條第一項第二項第三條第三項及第四條ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス
第八條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニア

ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第九條 本則ハ明治三十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

有害性着色料取締規則

(明治三十三年四月
內務省令第十七號)

第一條 有害性着色料ヲ分テ左ノ二種トス
第一種 左ニ掲クル物質其ノ化合物及之ヲ含有

スルモノ

砒素、抜留謨、嘉度密烏謨、格羅謨、銅、水銀、鉛、錫、安知母紐謨、烏拉紐謨、亞鉛、藤黃、必偶林酸、「チニトロクレゾール」、「コラルリン」

第二種 左ニ掲クル物質及之ヲ含有スルモノ
硫酸抜留謨、硫化嘉度密烏謨、酸化格羅謨、朱、酸化錫、「ムツシーフ」金、酸化亞鉛、硫化亞鉛、銅、錫、亞鉛及其ノ合金屬ニシテ固有ノ光澤ヲ有スルモノ

第二條 有害性着色料ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ着色ニ使用スルコトヲ得ス但シ野菜果實類ノ貯藏品ニ在リテハ其ノ一「キログラム」中銅百「ミリグラム」昆布ニ在リテハ其ノ無水物一「キログラム」中銅百五十「ミリグラム」ヲ含有スル限度マテ銅銅化合物又ハ之ヲ含有スル着色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第三條 有害性着色料ヲ以テ着色シタルモノハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ容器又ハ被包トシテ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此限リニアラス

一 漆硝子釉藥又ハ珪那質ニ有害性着色料ヲ融和シタルモノ

二 第一條第二種ノ着色料ヲ以テ着色シタル容器又ハ被包ニシテ飲食物ニ其着色料混入ノ虞ナキモノ

第四條 第一條第一種ノ着色料ハ販賣ノ用ニ供スル化粧品、齒磨、小兒玩弄品(繪雙紙、錦繪、色紙ヲ含ム)ノ製造又ハ着色ニ使用スルコトヲ得ス但シ左ニ掲クルモノハ此ノ限リニアラス
一 漆、硝子、釉藥、又ハ珪那質ニ有害性着色料ヲ融和シタルモノ
二 護謨質ニ融和シタル金硫黃

三 乾燥油又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタル酸化鉛(鉛丹ヲ含ム)又ハ格羅謨酸鉛(硫酸鉛ト併用セルモノヲ含ム)但シ剝離シ易キモノハ此ノ限リニ在ラス

四 水ニ不溶性ノ亞鉛化合物ニシテ護謨質又ハ「ワニス」ニ融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布シタルモノ

酸化亞鉛又ハ硫化亞鉛ハ護謨質又ハ「ワニス」ニ

融和シ若ハ「ワニス」ヲ塗布スル場合ノ外販賣ノ用ニ供スル護謨製玩具品ノ製造又ハ着色ニ使用スルコトヲ得ス

第五條 砒素ヲ含有スル着色料ハ販賣ノ用ニ供スル衣服其ノ他身ノ圍リニ用ユル物品又ハ其材料ノ着色ニ使用スルコトヲ得ス但シ布片百平方「センチメートル」中「ミリグラム」以下ノ砒素ヲ含有スルモノハ此限リニアラス

第六條 第二條ニ違背シテ着色シタル飲食物第三條ノ容器被包及ヒ之ヲ使用シタル飲食物又ハ第四條若ハ第五條ニ違背シテ製造シ着色シタル物品若ハ材料ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第七條 前條ノ物品ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ
第八條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第九條 第二條乃至第六條ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニアラス

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第十一條 本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 鉛白ハ當分ノ内第四條ノ規定ニ拘ハラ

又化粧品トシテ之ヲ使用スルコトヲ得
第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

有害性着色料取締規則第二條野
菜果實類ノ貯藏品及昆布中銅ノ

試驗方法

(明治三十七年十一月
內務省令第十五號)

檢體五「グラム」ヲ磁製坩堝ニ取リ(昆布ニ在リテハ百度ノ温ニ於テ恒量ヲ得ルマテ乾燥シ先ツ水分ヲ定量シタル後)熱灼シテ炭化セシメ冷後硝子棒ヲ以テ搗碎シテ粉末トナシ稀硝酸約五立方「センチメートル」ヲ注加シテ温浸シ「エルレンマイエ」硝子罎中ニ濾入シ濾紙上ノ殘留物ハ濾紙ト共ニ再ヒ前ノ磁製坩堝ニ致シ乾燥シ熾灼シテ全ク灰化セシメ此ノ殘灰ニ稀硝酸約二立方「センチメートル」ヲ加ヘ温浸シ濾過シ洗滌シ前ノ濾液ニ合シ「アムモニア」水ヲ以テ中和シタル後硫酸々性トナシ之ニ硫化水素ヲ通シテ充分飽和セシメ罎口ヲ寬ク栓塞シ約三時間温所ニ放置シ全ク沈底セル硫化銅ヲ濾紙上ニ採取シ硫化水素水ヲ以テ善ク洗滌シタ

ル後乾燥シ濾紙ト共ニ前ノ磁製坩堝内ニ於テ灰化シ殘灰ヲ數滴ノ硝酸ニ溶解シ重湯煎上ニ温メ「アムモニア」水ヲ注加シテ「アルカリ」性トナシ若シ必要アレハ濾過シ茲ニ得タル澄明ノ液ヲ蒸發皿ニ移シ重湯煎上ニ蒸發シテ過剩ノ「アムモニア」ヲ驅逐シ中性反應ヲ呈スルニ至リ其ノ中性液ヲ二百立方「センチメートル」ノ標線アル硝子罎ニ移シ硝酸「アムモニウム」溶液(硝酸「アムモニウム」百「グラム」ヲ蒸餾水一「リットル」ニ溶解シ其ノ反應全ク中性ノモノ)二十立方「センチメートル」ヲ注加シ水ヲ以テ全容量二百立方「センチメートル」トナシ善ク混和シテ其ノ二十立方「センチメートル」(原品〇、五「グラム」ニ相當ス)ヲ内徑約一、五「センチメートル」ノ無色試驗管ニ取リ又別ニ前ト同一ノ試驗管數箇ニ標準銅溶液(純結晶硫酸銅〇、三九二七「グラム」ヲ蒸餾水一「リットル」ニ溶解シタルモノニシテ其ノ一立方「センチメートル」中〇、一「ミリグラム」ノ純銅ヲ含有ス)若干立方「センチメートル」ヲ取リ之ニ硝酸「アムモニウム」溶液二立方「センチメートル」ヲ加ヘ水ヲ以テ全容量二百立方

「センチメートル」トナシタル後各試験管ニ新ニ製シタル黄色血滴濾液(用ニ臨テ黄色血滴濾一「グラム」ヲ蒸餾水一「リットル」ニ溶解シタルモノ)〇、五立方「センチメートル」ヲ加ヘ善ク混和シ十分時内ニ白紙上ニ於テ上面ヨリ透視シ比色定量法ヲ行フヘシ但昆布ニ在リテハ其ノ無水物一「キログラム」中ノ銅量(ミリグラム)ニ換算スヘシ

飲食物防腐劑取締規則(明治三十六年九月)

第一條 本則ニ於テ防腐劑ト稱スルハ左ニ掲クル物質、其ノ化合物及之ヲ含有スルモノヲ謂フ
安息香酸、硼酸、「クロール」酸、「フルオール」水素、「フオルムアルデヒット」、「昇汞、亞硫酸、次亞硫酸」、「サリチール酸」、「チモール」、「ナフトール」、「レゾルチン」、「ヒノゾール」、「蟻酸、亞硝酸

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ製造又ハ貯藏ニ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ス
防腐劑ヲ使用シタル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第三條 第一條ニ掲クルモノハ飲食物ノ防腐劑ト稱シテ販賣シ又ハ其ノ目的ヲ以テ製造シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第四條 第二條第三條ノ物品ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第五條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第六條 第二條第三條ニ違背シタル者ハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限リニアラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ

以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第八條 本則ハ明治三十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條 左ノ各號ノ場合ニハ本則施行ノ日ヨリ七箇年間本則ノ規定ヲ適用セス

一 清酒ノ製造又ハ貯藏ノ爲別ニ定ムル試験法ニ適合スル限度マテ「サリチール」酸ヲ使用スルトキ

二 魚介獸肉ニ硼酸又ハ其ノ鹽類ヲ使用スルトキ
三 魚介ノ貯藏又ハ運搬ノ爲「サリチール」酸又ハ其ノ化合物ヲ使用スルトキ

四 前各號ニ依リ防腐劑ヲ使用シタル清酒、魚介若ハ獸肉ヲ販賣シ又ハ陳列シ若ハ貯藏スルトキ

硼酸、硼酸鹽類及「サリチール」酸ニ限リ前項ノ期間第三條ヲ適用セス

第十條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

飲食物防腐劑取締規則第九條ノ清酒中「サリチール」酸試験法

(明治三十六年九月
內務省令第十一號)

清酒ニ立方「センチメートル」ニ蒸餾水ヲ和シテ百立方「センチメートル」トナシ其ノ五立方「センチメートル」ヲ内容約五十立方「センチメートル」ノ分液漏斗ニ取り之ニ稀硫酸(十「プロセント」)三滴及揮發石油(攝氏六十度乃至百二十度ニ於テ蒸餾スルモノ)十五立方「センチメートル」ヲ注加シ五分間強ク振盪シテ靜置シ下層ノ水溶液ヲ除去シ殘留シタル揮發石油ヲ蒸餾水十立方「センチメートル」ト共ニ強ク振盪シテ靜置シ茲ニ分離析出スル下層ノ水溶液ヲ内徑約一、五「センチメートル」ノ無色試験管ニ取り之ニ過「クロール」鐵液「約一プロセント」一滴ヲ和シ直ニ白紙上ニ於テ上面ヨリ

透視スルニ呈色スヘカラス

清酒中サリチール酸混入再延期

ノ件

(大正三十三年十二月
内務省令第二十九號)

清酒ノ製造又ハ貯藏ニ關シ別ニ定ムル所ノ清酒中「サリチール」酸試験法ニ適合スル程度以內ニ於テ「サリチール」酸ヲ使用スル場合及之ヲ使用シタル場合及之ヲ使用シタル清酒ヲ販賣陳列又ハ貯藏スル場合ニ付テハ當分ヲ内明治三十六年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則ヲ適用セシメ「サリチール」酸ニ限リ當分ノ内明治三十六年九月内務省令第十號飲食物防腐劑取締規則第三條ヲ適用セシメ

飲食物用器具取締規則

(明治三十三年十二月
内務省令第五十號)

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食物、割烹具其ノ他飲食物ノ調理器、貯藏器、貯藏器又ハ量器ヲ謂フ
第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛

十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス

第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ鑲著シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム錫合金ヲ以テ鑲著スルコトヲ得ス

第四條 營業者ハ珪瑯又ハ釉藥ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ之ニ百分中醋酸四分ヲ含ム水ヲ入レ三十分時間煮沸スルニ其ノ液中ニ砒素又ハ鉛ヲ溶出スルモノヲ製造スルコトヲ得ス修繕ニ關シテ亦同シ

第五條 營業者ハ哺乳器具ヲ鉛又ハ亞鉛ヲ含ム護膜ヲ以テ製造スルコトヲ得ス

第六條 營業者ハ其ノ製造又ハ輸入スル金屬製飲食物用器具ニ極印其ノ他容易ニ剝落セザル方法ヲ以テ自己ノ製造又ハ輸入ニ依ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商號其ノ他ノ符號ヲ附スヘシ

輸入業者ニ在リテハ當分ノ内自己ノ輸入ニ係ルコトヲ證スルニ足ルヘキ商號其ノ他ノ符號ヲ記載シタル票紙ヲ貼付シテ前項ノ符號ニ代フルコトヲ得

第六條 第二條乃至第五條ニ違背シテ製造若ハ修繕シタル飲食物用器具ハ之ヲ販賣シ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏若ハ陳列シ又ハ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

第七條 銅又ハ其ノ合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕シタル飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ニシテ鍍金屬ノ剝脱シタルモノ又ハ固有ノ光澤ヲ有セザルモノハ營業上ニ使用スルコトヲ得ス

第八條 地方長官ハ第二條乃至第五條ニ違背シテ製造又ハ修繕シタル飲食物用器具若クハ之ヲ用ヒタル飲食物又ハ第七條ノ飲食物用器具若クハ之ヲ用ヒタル飲食物ニ關シテハ明治三十三年二月

法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本

則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第九條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第十條 第二條乃至第七條ニ違背シタルモノハ貳拾五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ニ依リ之ヲ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ガル、コトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第十二條 本則ハ明治三十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

メチールアルコール(木精)取締規則

(明治四十五年五月 内務省令第八號)

第一條 メチールアルコール(木精)ヲ含有スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造、陳列、若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第二條 メチールアルコール(木精)又ハメチールアルコール(木精)ヲ混和シタル物品ニハ其ノ容器ニ「メチールアルコール(木精)」又ハ「メチールアルコール(木精)混和」ノ文字ヲ明記スルニアラザレハ之レヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第三條 メチールアルコール(木精)ノ製造者、輸入者又ハ販賣者ハ帳簿ヲ作製シ其ノ製造高、受入高、讓渡高、使用高、受入先、讓渡先其ノ年月日

二五四

及讓渡先使用ノ目的ヲ記入スヘシ 地方長官ハ當該吏員ヲシテ前項ノ帳簿ヲ檢閲セシムルコトヲ得

第四條 前項ノ帳簿ハ十年間之ヲ保存スヘシ 第五條 メチールアルコール(木精)ヲ含有スル飲食物及其ノ營業者ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得

第六條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得

第七條 第一條又ハ第二條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第八條 第三條第一項又ハ第四條ニ違背シタル者若ハ第三條第二項ノ檢閲ヲ拒ミタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラ

ス營業者ハ其代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス 法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

清酒葡萄酒「ブランデー」及「ウ井スキー」等ノ類ニ於ケル「メチールアルコール」試驗方法

(明治四十五年六月 内務省訓令第七號)

一、清酒及葡萄酒ノ類ニ在リテハ檢体二百立方センチメートルヲ内容約五百立方センチメートルノ硝子壺ニ取り之ニ炭酸石灰約三グラムヲ

二五五

加ヘ左圖(略)ノ如キ割温蒸餾管ヲ用ヒ八十度ヲ超ヘサル温ニ於テ約二時間ニ蒸餾シテ得タル「アルコール」ヲ以テ左ノ試驗ヲ行フヘシ 前項ノアルコール〇、一立方センチメートルヲ試驗管ニ取り之ニ「プロセント」ノ過マンガン酸カリウム溶液五立方センチメートル」及硫酸〇、二立方センチメートル」ヲ加ヘ二乃至三分時間ノ後八プロセント」ノ稀酸溶液一立方センチメートル」ヲ以テ脱色シ試驗管内ノ混液黄色ヲ呈スルニ至レハ更ニ硫酸一立方センチメートル」ヲ加ヘテ振盪シ全ク脱色シタル後之ニ「フクシン亞硫酸液五立方センチメートル」ヲ加ヘ試験管ヲ栓塞シ輕ク搖盪シタル後一時間放置スヘシ

フクシン亞硫酸製法 結晶フクシン」ノ粉末トナセルモノ約〇、一グラムヲ内容百立方センチメートル」ノ共栓硝子壺ニ取り蒸餾水八十八立方センチメートル」及重亞硫酸ナトリウム」白色ノ結晶性粉末」約〇、七グラム」ヲ加ヘテ溶解シ一時間ノ

後之ニ補酸二十五滴ヲ加ヘテ密栓シ光ヲ遮リ
冷處ニ貯フヘシ

本品ハ無色或ハ微黄色ノ液ナリ本品五立方セ
ンチメートルヲ試験管ニ取リ之ニ十萬分中
一分ノ「フォルムアルデヒド」(CHO)ヲ含
有スル水溶液五立方有スルセンチメートル及
硫酸一立方センチメートルヲ加ヘテ栓塞シ
輕ク搖盪シ一時間放置スルニ紫紅色ヲ呈セサ
ル可ラス

前項ノ試験ニ於テ呈色シタルトキハ更ニ左ノ試
驗ヲ行フヘシ

前試験殘餘ノ「アルコホル」ヲ成ルヘク低温ニ於
テ蒸餾シ十立方センチメートルヲ取リ之ニ一
プロセントノ過マンガン酸カリウム溶液二百
五十立方センチメートル及硫酸十立方センチ
メートルヲ加ヘテ振盪シ二乃至三分時間ノ後
八プロセントノ稀酸溶液ヲ以テ脱色シ蒸餾ス
ヘシ蒸餾中ハ時々餾液約五立方センチメートル
ヲ取リ之ニ補酸フェニールヒドラチン約〇、〇
三グラム二、五プロセントノ「ニトロプルシツ

トナトリウム」溶液四滴及十プロセントノ「ナ
トロン」溶液一立方センチメートルヲ加フルニ
初メハ暗赤色ヲ呈スルモ後ニ蒸餾シ來ルモノハ
類藍色ノ反應ヲ呈スルニ至ルヲ以テ此場合ニハ
受器ヲ取換ヘ可檢体含有ノ餾液ヲ成ルヘク多量
ニ採集スルノ目的ヲ以テ同上ノ試験法ニ依リ藍
色ヲ呈セサルニ至ル迄蒸餾ヲ持續スヘシ茲ニ得
タル餾液ニ炭酸石灰約三グラムヲ加ヘテ更ニ
蒸餾シ其餾液ニ過剩ノ「アムモニア」水ヲ注キ八
十度ヲ超ヘサル温ニ於テ蒸發シ濃厚トナシ(游
離アムモニア揮散ノ後)殆ト無色ノ濃厚液二滴
ヲ物体硝子上ニ取リ之ニ昇汞溶液一滴ヲ加ヘテ
鏡檢スルニ三放線及多放線狀ノ星狀結晶ヲ認ム
ルトキハ「メチールアルコホル」ノ存在ヲ徵ス

二、酒精、燒酎、ブランデー並ウイスキーノ類ニ
在リテハ「アルコホル」含有量ノ多少ニ從ヒ之ニ
相當量ノ水ヲ加ヘテ約十八容量プロセントト
ナシタルモノニ二百立方センチメートルヲ取
リ酒精及葡萄酒ノ類ニ於ケル「メチールアルコ
ホル」試験法ニ從ヒ試験スヘシ

雜

内務省通牒要項

一、清涼飲料水ニ左記「タール」色素許可差支ナシ
二、赤色

- (1)「フロキシ」Phloxin (ヂクロール、テトラ
ブROOM、フルオレスツエイン)ノカリウム
鹽類)
- (2)「エオシン」Eosin (テトラブROOM、フルオ
レツエイン)ノアルカリ鹽類)
- (3)「エリトロタン」Erythrosin又「ヨードエオ
シン」Jobeosin(テトラヨードフルオレツ
エイン)ノアルカリ鹽類)
- (4)「ローゼンガール」Rosodengale 又「ベンガ
ールローゼ」Benzilose (ヂクロール、テトラ
ヨード、フルオレスツエイン)ノカリウム
鹽類)
- (5)「アマラン」Amaranth 又「エヒトロート」S.
Fehrot NS 又「ナフトールロート」S.

二、橙黄色

「オレンヂ」I. Orange I 又「アルファナフト
ールオレンヂ」S Naphtholorange 又「トロペオ
リン」000 Tropaolin 000 Nr. I (スルファニ
ール酸アツオ、アルファナフトール)ノ「ナトリ
ウム鹽類)

三、黄色

「ナフトールゲル」Naphtholgelb S 又「レ
ユウエーフエルゲル」S. Schuefegeld, S.
又「ゾイレゲル」S. Sauregelb, S. 又「アエリ
ンゲル」Anilingeld 又「チエロニン」Citronin
又「ヤウネアチデ」Jauneche (ヂニトロ(二)(四)
ナフトール(一)スルフォ酸(七)ノ「カリウム
又ハ「ナトリウム鹽類)

四、青色

「インヂゴヂスハフアチド」Indigobisulfacid
(インヂゴ、ヂスルフオ酸ナトリウム)
五、緑色

「リヒトグリユン」^{S, F} Sialgrin, S, F 又「ゾイレグリユン、エ
リユン D Saurgrin, D. 又「ゾイレグリユン、エ
キストラ」Saurgrinneutrala (ヂメチール、ヂベ
ンチール、ヂアミドトリフェニール、カルビ
ノールトリスルフオ酸ノナトリウム鹽類)
一、シナルコエツセンス(チール色素ヲ含有スル
モノニシテ「ノイコクチン」及「ゾイレゲルプ」ヨ
リナル)

一、ボンソーR

一、クロセインスカレット

一、マゼンダフクシン

一、クロセインスカレット三B

一、ボルドー六B

一、ボルドーB

一、食醋一石中三匁以下ノ「サリチール酸」ヲ含有
スルモノハ販賣差支ナシ

附

録

附 錄

藥品法令違反條項別

自大正八年
至大正十年三ヶ年間

違反條項	資格別	藥劑師	藥種商	製藥者	醫師	病院	齒科醫師	無免許者	計
藥律 第十條	同 第十四條	二							二
同 第十七條	同 第十七條	一九							一九
同 第二十一條	同 第二十一條	五							五
同 第二十六條	同 第二十六條	三	九〇		三三	三	六		四五〇
同 第二十八條	同 第二十八條	四	一		一八〇	二	二九		二四二
同 第二十九條	同 第二十九條	八	三						一一
同 第三十條	同 第三十條	三	三						二五
同 第三十六條	同 第三十六條	五	三						二八
同 第三十七條	同 第三十七條		一						一
同 第三十七條ノ二	同 第三十七條ノ二		一						一

同第三十八條ノ二	同第四條	同第五條	同第七條	同第八條	同第九條	藥劑師規則第五條	計
一	二	五	一五四	二	七	三	八九
三三二							
四九三							
五							
三五							
五							
九五八	三	七	二	一五四	七	二	一

不良藥品表

自大正八年三ヶ年中ノ主ナルモノ
至大正十年

藥品名	件數	不適理由
デキタリス葉	六三	規定年限ヲ超過シ又ハ腐敗セルモノ
同末	四一	規定年限超過セルモノ
液体デフテリヤ血清	三四	同
コロヂウム	三	「エーテル」分揮散シテ固結セルモノ

苛性カリウム	二五	潮解セルモノ
ヨードナトリウム	七	同
塩酸ピロカルビン	一一	同
クロール亜鉛	一一	同
クロールカルチウム	五	同
苛性ナトリウム	四	又ハ風化セルモノ
抱水クロラール	七四	又ハ褐變セルモノ
ヨードカリウム	四六	又ハ黄色或ハ褐色ヲ呈セルモノ
蘆薈ヤラツバ丸	六	微ヲ生セルモノ
強發泡膏	二〇	同
コバイバ膠囊	一五	同 又ハ主藥含量不足セルモノ
阿片吐根散	七	腐敗セルモノ
麥角	一六	同
麥角越變斯	七	同

商陸越幾斯	三同	
葛若越幾斯	三同	
橙皮舍利別	四同	
蕃木髓越幾斯	三三	水分ヲ吸引シテ軟化セルモノ
杏仁水	一五	著シク溷濁セルモノ又ハ昆蟲混入セルモノ
薄荷水	三三	著シク沈澱物ヲ生起セルモノ又ハ浮游物アルモノ
アムモニア水	四	變質シテ沈澱物ヲ生セルモノ
蒸餾水	九	著シク沈澱物ヲ生セルモノ
フオルマリソ	六	同
一%鹽酸モルヒネ液	九	同
蕃木鼈丁幾	一〇	同
吐根丁幾	五	同
チキタリス丁幾	三	同
アコニツト丁幾	四	同

カンタリス丁幾	四	同
フオルマリソ	六	同
亞砒酸カリウム液	二六	同
ストロファンツス丁幾	三	四
苦味丁幾	二七	同
アムモニア茴香精	三	同
硫酸アトロピン液	三	著シク浮游物ヲ生セルモノ
クレオソート	六	赤變シ又ハ沈澱物ヲ生セルモノ
枸橼酸	七	變質シテ褐色ヲ呈セルモノ
チモール	四	同
サントニン	七	變質シテ黃色ヲ呈セルモノ
白色ワセリン	三	同
豚脂	三	變質シテ異臭ヲ放チ着色セルモノ
含水ラノリン	三	變敗セルモノ

レゾルチン	二八 變質シテ赤褐色ヲ呈シ又ハ固結セルモノ
サリチール酸ナトリウム	三 變質シテ暗褐色ヲ呈セルモノ
タンニン	二 變質シテ黒褐色ヲ呈セルモノ
還元鉄	一〇 酸化シテ褐色ヲ呈セルモノ
硫酸	一一 有機質ノ混入ニ依リ黒色ニ變セルモノ
ヨード鉄舍利別	一八 褐色又ハ黒色ヲ呈セルモノ
含糖ベブシン	一一 褐色ヲ呈シ異臭ヲ有シ又ハ微生物シ固結セルモノ
パンクレアチン	六 濕潤塊狀ヲナシ又ハ腐敗セルモノ
リゾール	三 水分多量ノモノ
甘草	六 蠶食セルモノ
大黃	六 蠶食シ微生物セルモノ
プロテイン銀	八 水分ヲ吸引シテ黒褐色ノ塊狀ヲナセルモノ
硫酸銅	五 風化セルモノ又ハ塵埃ヲ混入セルモノ
硫酸亞鉛	六 同

毒劇物法令違反條項別

自大正八年
至大正十年三ヶ年間

毒物劇物營業取締規則	藥劑師	藥種商	製藥者	其他	計
同 第 二 條	五	二		一	三
同 第 四 條	八	六			一四
同 第 五 條	六	四六			五二
同 第 六 條	六	四二			四八
同 第 七 條	六	四			一〇
同 第 八 條	六	五八			六四
同規則施行規則 第六條		八			八
計	二五	一六六		一	一九二

$$T^{\circ}C = \frac{4}{9} T^{\circ}R - \frac{32}{9} \quad T^{\circ}R = \frac{9}{4} T^{\circ}C + 32$$

$$T^{\circ}R = \frac{5}{9} T^{\circ}F - \frac{32}{9} \quad T^{\circ}F = \frac{9}{5} T^{\circ}R + 32$$

$$T^{\circ}F = \frac{9}{5} (T - 32) \quad T = \frac{5}{9} (T^{\circ}F + 32) + 32$$

1144

列氏 (R)	攝氏 (C)	華氏 (F)
-6.4	-8	+17.6
7.2	9	15.8
8	10	14
8.8	11	12.2
9.6	12	10.4
10.4	13	8.6
11.2	14	6.8
12	15	5
12.8	16	3.2
13.6	17	1.4
14.4	18	-0.4
15.2	19	2.2
16	20	4
16.8	21	5.8
17.6	22	7.6
18.4	23	9.4
19.2	24	11.2
20	25	13
20.8	26	14.8
21.6	27	16.6
22.4	28	18.4
23.2	29	20.2
24	30	22
24.8	31	23.8
25.6	32	25.6
26.4	33	27.4
27.2	34	29.2
28	35	31
28.8	36	32.8
29.6	37	34.6
30.4	38	36.4
31.2	39	38.2
32	40	40

列氏 (R)	攝氏 (C)	華氏 (F)
22.4	+28	+82.4
21.6	27	80.6
20.8	26	78.8
20	25	77
19.2	24	75.2
18.4	23	73.4
17.6	22	71.6
16.8	21	69.8
16	20	68
15.2	19	66.2
14.4	18	64.4
13.6	17	62.6
12.8	16	60.8
12	15	59
11.2	14	57.2
10.4	13	55.4
9.6	12	53.6
8.8	11	51.8
8	10	50
7.2	9	48.2
6.4	8	46.4
5.6	7	44.6
4.8	6	42.8
4	5	41
3.2	4	39.2
2.4	3	37.4
1.6	2	35.6
0.8	1	33.8
0	0	32
-0.8	-1	30.2
1.6	2	28.4
2.4	3	26.6
3.2	4	24.8
4	5	23
4.8	6	21.2
5.6	7	19.4

列氏 (R)	攝氏 (C)	華氏 (F)
+51.2	+64	+147.2
50.4	63	145.4
41.6	62	143.6
48.8	61	141.8
48	60	140
47.2	59	138.2
46.4	58	136.4
45.6	57	134.6
44.8	56	132.8
44	55	131
43.2	54	129.2
42.4	53	127.4
41.6	52	125.6
40.8	51	123.8
40	50	122
39.2	49	120.2
38.4	48	118.4
37.6	47	116.6
36.8	46	114.8
36	45	113
35.2	44	111.2
34.4	43	109.4
33.6	42	107.6
32.8	41	105.8
32	40	104
31.2	39	102.2
30.4	38	100.4
29.6	37	98.6
28.8	36	96.8
28	35	95
27.2	34	93.2
26.4	33	91.4
25.6	32	89.6
24.8	31	87.8
24	30	86
23.2	29	84.2

列氏 (R)	攝氏 (C)	華氏 (F)
+80	+100	+212
79.2	99	210.2
78.4	98	208.4
77.6	97	206.6
76.8	96	204.8
76	95	203
75.2	94	201.2
74.4	93	199.4
73.6	92	197.6
72.8	91	195.8
72	90	194
71.2	89	192.2
70.4	88	190.4
69.6	87	188.6
68.8	86	186.8
68	85	185
67.2	84	183.2
66.4	83	181.4
65.6	82	179.6
64.8	81	177.8
64	80	176
63.2	79	174.2
62.4	78	172.4
61.6	77	170.6
60.8	76	168.8
60	75	167
59.2	74	165.2
58.4	73	163.4
57.6	72	161.6
56.8	71	159.8
56	70	158
55.2	69	156.2
54.4	68	154.4
53.6	67	152.6
52.8	66	150.8
52	65	149

三氏檢溫器對照表

水ヨリ輕キ液体 (攝氏十五・五度)

ボ氏 メ度	比 重	ボ氏 メ度	比 重	ボ氏 メ度	比 重	ボ氏 メ度	比 重
10	1.0000	24	0.9120	38	0.8882	52	0.7756
11	0.6931	25	0.9077	39	0.8334	53	0.7714
12	0.9864	26	0.9063	40	0.8287	54	0.7674
13	0.9797	27	0.8951	41	0.8239	55	0.7633
14	0.9731	28	0.8896	42	0.8193	56	0.7593
15	0.9666	29	0.8842	43	0.8147	57	0.7554
16	0.9603	30	0.8688	44	0.8102	58	0.7515
17	0.9539	31	0.8735	45	0.8057	59	0.7476
18	0.9476	32	0.8683	46	0.8013	60	0.7433
19	0.9417	33	0.8631	47	0.7969	61	0.7399
20	0.9355	34	0.8580	48	0.7925	62	0.7362
21	0.9295	35	0.8530	49	0.7882		
22	0.9236	36	0.8480	50	0.7639		
23	0.6177	37	0.8431	51	0.7797		

水ヨリ重キ液体 (攝氏十五・五度)

ボ氏 メ度	比 重	ボ氏 メ度	比 重	ボ氏 メ度	比 重	ボ氏 メ度	比 重
0	1.0000	20	1.1598	40	1.3804	60	1.7047
1	1.0069	21	1.1691	41	1.3937	61	1.7250
2	1.0139	22	1.1736	42	1.4072	62	1.7457
3	1.0211	23	1.1883	43	1.4210	63	1.7669
4	1.0283	24	1.1981	44	1.4355	64	1.7888
5	1.0356	25	1.2030	45	1.4493	65	1.8111
6	1.0431	26	1.2182	46	1.4640	66	1.8340
7	1.0506	27	1.2285	47	1.4789	67	1.8574
8	1.0583	28	1.2390	48	1.4941	68	1.8815
9	1.0661	29	1.2497	49	1.5097	69	1.9062
10	1.0740	30	1.2605	50	1.5255	70	1.9316
11	1.0820	31	1.2716	51	1.5417	71	1.9577
12	1.0901	32	1.2828	52	1.5583	72	1.9844
13	1.0983	33	1.2943	53	1.5752	73	2.0119
14	1.1067	34	1.3059	54	1.5925	74	2.0402
15	1.1152	35	1.3177	55	1.6101	75	2.0693
16	1.1239	36	1.3298	56	1.6282	76	2.0992
17	1.1326	37	1.3421	57	1.6467	77	2.1301
18	1.1415	38	1.3546	58	1.6656		
19	1.1506	39	1.3674	59	1.6849		

ボーマ氏比重計ハ水ヨリ重キ液体ニ用フルモノト水ヨリ輕キ液体ニ用フルモノト二種アリ

ボーマ氏度ト比重トノ比較表

57
57

大正十二年四月一日印刷
大正十二年四月五日發行

三浦縣津島町四十二番地

編輯人 庄村長太郎

三浦縣津島町三十六番地

發行所 小寺庄三郎

三浦縣津島町三十五番地

印刷所 小寺活版所

終